

平成26年五條市議会第4回12月定例会（第3号）

日 時 平成26年 12 月 8 日（月） 午前 10 時 開議

議事日程

第1 一般質問

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
1	宗 部 康 寛	1 今後の自然災害における防災強化について （1）地域自主防災対策の新たな取組について （2）ハザードマップの見直しの進捗状況について （3）技術職員の確保について 2 今後の小中一貫教育の動向について 3 地方創生の取組について	市長・部長 教育長・部長 市長・部長
2	吉 田 雅 範	1 医療費について （1）ジェネリック医薬品について 2 入札方法について （1）入札の在り方について 3 農業補償について （1）農業に関する補償制度について	市長・部長 副市長・部長 市長・部長
3	養 田 全 康	1 障害者の就労支援について （1）五條市障害福祉計画の成果について （2）企業への就労支援について （3）五條市での障害者雇用状況について 2 教育行政の今後について （1）全国学力・学習状況調査の結果について （2）今後の取組について	市長・部長 市長・教育長 部長

順	氏 名	質 問 事 項	答弁を求める者
4	大 谷 龍 雄	1 志布志市のごみ処理事業を参考にした効率的なごみ処理の推進について (1) ごみの分別の一層の推進について (2) ごみの資源化とごみの減量化について (3) 20年先のごみ処理方針の検討について 2 ダムの緊急放流に関する市民と公共施設の洪水防止対策について (1) 周辺及び上流ダムの緊急放流防止対策の関係団体への要請について (2) ダムにたまった土砂の堆積問題について 3 アメリカ軍と自衛隊の北富士演習場での演習実態の危険性から見た陸上自衛隊誘致の見直しについて (1) アメリカ軍と自衛隊の4大演習について (2) オスプレイの日本全土での訓練実施について	市長・部長 市長・部長 市長・部長

- 第二 報第 十九号 専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十六年五條市一般会計補正予算（第四号））
- 第三 議第五十二号 五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議第五十三号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議第五十四号 五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 第四 議第五十五号 五條市情報公開条例の一部改正について
- 第五 議第五十六号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 第六 議第五十七号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 第七 議第五十八号 市道路線の認定について
- 議第五十九号 市道路線の認定について
- 議第六十号 市道路線の認定について
- 第八 議第六十一号 町の区域の変更について
- 議第六十二号 町の区域の変更について
- 第九 議第六十三号 五條市五万人の森公園に係る指定管理者の指定について
- 第十 議第六十四号 南和協議会規約の変更について
- 第十一 議第六十五号 平成二十六年五條市一般会計補正予算（第五号）議定について
- 第十二 議第六十六号 平成二十六年五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（十二名）

一番 養 田 全 康

説明のための出席者

市長
副市長
教育長
理事（総務部長）
市長公室長
危機管理監
すこやか市民部長
あんしん福祉部長
産業環境部長

辻 谷 河 櫻 福 青 堀 檜 太
口 村 井 塚 山 内 内 田
信 幸 康 敬 勝 智 伸 成 好
彦 雄 友 三 彦 博 起 吉 紀

十二番
十一番
十番
九番
八番
七番
六番
五番
四番
三番
二番

大 益 吉 山 福 岩 窪 吉 宗 牧 平
谷 田 田 口 塚 本 田 部 野 岡
龍 吉 雅 耕 佳 康 雅 清
雄 博 範 司 実 孝 秀 正 寛 一 司

事務局職員出席者

都市整備部長	中 永
教育部長	近 井
西吉野支所長	大 谷
大塔支所長	田 中
水道局長	河 博
会計管理者	西 佳
秘書課長	竹 本
企画政策課長	水 本
財政課長	和 田
土地開発公社事務局長	上 田
事務局次長	乾 本
事務局次長補佐	松 保
事務局主任	久 山
速記者	柳 片
	ケ
	瀬
	五
	美
	美
	彦
	士
	旬

午前十時零分再開

○議長（益田吉博）ただいまから去る五日の延会前に引き続き本会議を再開いたします。
ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

○議長（益田吉博） 本日の日程につきましては、お手元に配布済みのとおりであります。
配布漏れはございませんか。――。

これより日程に入ります。

○議長（益田吉博） 日程第一、一般質問を行います。

この際申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

議員各位には申合せのとおり、一般質問は全て質問席から一問一答方式により行うことといたします。

なお、理事者側の答弁は全て自席からといたしますので、本趣旨を御理解いただき、議会運営に御協力くださいますようお願いいたします。
また、議員各位には一般質問の時間は質問と答弁を含めて九十分以内といたします。

理事者側各位にも御協力をお願いいたします。

初めに、四番、宗部康寛議員の質問を許します。四番宗部康寛議員。

〔四番 宗部康寛質問席へ〕

○四番（宗部康寛） おはようございます。

ただいま議長から発言のお許しをいただきましたので、通告のとおり宗部康寛、一般質問をいたしますので、よろしくお願いいたします。

一番、今後の自然災害における防災強化についてであります。

（一）地域自主防災対策の新たな取組について。昨今様々な形の自然災害が次から次へと起きておりますが、八月二十日広島市で発生した土石流災害、そして九月二十七日の御嶽山の噴火、さらには十一月二十二日の長野県白馬村の地震災害、いずれにいたしましても、従来の想定を上回る災害であります。

御嶽山の噴火におきましては、まさに白昼の青天のへきれきでありまして、到底予知ができない天災でありました。新たな自然災害の恐ろしさを痛感いたしました。

さて、昨今特に阪神淡路大震災以降、自分たちの命は自分たちで守る、自分たちの地域は自分たちで守るという、いわゆる自助、共助についてクローズアップされています。防災意識を高め、知識を深め、より安全・安心な暮らしができる生活づくりに取り組まなければならない

と思っておりますが、五條市においても自治連合会を中心とした地区自主防災会を設立し、共助という観点から様々な防災対策を実施していると聞いておりますが、その活動内容や新たな取組についてお伺いいたします。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 四番宗部議員の御質問にお答えを申し上げます。

現在、市内におきましては、二十三の自主防災組織が地区自治連合会単位で結成されております。

主な活動内容としては、地区の防災訓練や県外防災関連施設への研修会や防災アドバイザーを招いての地区研修会及び防災用品等の備蓄など、様々な活動を行っています。

新たな取組としましては、今回初めて十一月二日に市の自主防災会会長とともに河内長野市の自主防災会を中心とした住民参加型の総合防災訓練の視察を行い、発災初期の地域住民による救助活動及び住民参加型の重要性を学習してまいりました。

今後、これを参考にしてまいりたいというふうに考えております。

また、今年度より「自分たちの地域は自分たちで守る」という「共助」の取組をより積極的に支援することを目的として、従来からある自主防災会への五條市地区自主防災対策費補助金交付要綱を見直し、自主防災会が実施する防災訓練や防災マップづくりなど、様々な取組について支援できるように改正を行ったところでございます。

今後も継続して自主防災活動の支援を強力に推し進め、災害に強いまちづくりを目指してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 今後とも自助、共助、公助の基本的な行動計画を基に地区自治会に御支援できるように取り組んでいただきたいと思います。お願いします。

（二）ハザードマップの見直しの進捗状況についてであります。現在の五條市のハザードマップには大きく洪水時、地震、火事、この三つの災害に備えての各家庭での防災態勢の基本、そして被害を最小限に抑えることを目的とした被害の想定される区域と被害の程度、さらには避難場所を地図上にイメージしたものでありますが、いかに信ぴょう性があるのか、付加しなければならない項目がないのか、今一度有権者、地元関係者を含む地元調査をする必要があるのではないかと思われま

土砂対策警戒区域などの関係等は明示されておりません。九月の全員協議会のときに私は山間部の多い五條市におきましては、土砂災害危険箇所が何箇所確認できているのかと質問させていただきましたが、現在のハザードマップに加え洪水土砂災害ハザードマップを見直しているという聞いておりますが、その辺の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 四番宗部議員の御質問にお答えを申し上げます。

防災ガイドブックと併せて作成する洪水・土砂災害ハザードマップにつきましては、豪雨や台風時等における本市での想定される浸水想定区域や土砂災害の危険性がある箇所について、市民にお知らせをし、市民の皆さんの安全な避難に役立てていただくことを目的とするものでございます。

今回の見直しの進捗状況につきましては、地域防災計画において見直しをいたしました避難所等の情報を反映するとともに、豪雨や台風時等における浸水想定区域や土砂災害警戒区域、これは前回が入っておりますが、今回はそれも含めて最新データを反映させ、併せて防災関係施設を掲載し、さらに地図の見やすさ、分かりやすさを重視して見直しを行っております。

内容としては、既に新たな冊子として作っております大塔町防災暮らしのガイドを作成した部分を除き、市内を十三地区に分割して作成をします。お住まいの地区に応じた洪水・土砂災害ハザードマップを配布し、地区の危険な場所や実際に避難する場所などが地図上で確認ができる形となっております。

今後の予定は、国・県との調整が終了次第、速やかに印刷を行います。その後各地区自主防災会に活用について説明会を開催し、各戸に配布する計画でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 今回見直し中のハザードマップについては、見やすさ、分かりやすさを重視していると答弁されておりましたけれども、さらに詳細なマップが必要であると思われる。

まず一点、私はなぜこのようにハザードマップが重要であるかという点につきましては、各地区に応じたハザードマップの必要があるのではないか、先般起きました長野県の地震被害は幸いにも死者がいなかった。それは日頃からの高い防災意識はもちろんのこと、何よりも近隣

住民による協力、共助があったからだと言われている。長野県白馬村の自治会独自のハザードマップを例に挙げますと、赤丸印の家が一人暮らしの家とし、黄色の印の家が家族で暮らしている家とするなど、工夫をこらしております。まず自分、家族の身の安全を確認の上、共助に向うという近隣の安全を確認に行くという、このような態勢があったからだメディアも報じております。いかに近隣住民との絆が大切かということが分かりますが、このような事例から五條市としてはより詳細なハザードマップの活用、また必要性についてはどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 四番宗部議員の質問にお答えを申し上げます。

自主防災会では説明会をした後になるわけですが、市から配布をさせていただいた、その洪水土砂災害ハザードマップを活用して、そして各地区の避難路や地区の災害弱者等の避難を盛り込んだより詳細な地域の実情にあった洪水土砂災害ハザードマップを、自治会単位を基本として作成いただくように、先ほど答弁いたしましたように、地区の自主防災対策費補助金を活用していただきまして、また市として併せて人的な支援も含めてそういうマップの作成に支援をしながら取り組みたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 見直しを含めたハザードマップ作成には大いに御期待を申し上げます。

次の質問に移ります。

（三） 技術職員の確保についてであります。

先ほどから防災強化についての質問をいたしておりますが、先般九月において平成二十七年度の土木建築の技術職員五名の募集に対し応募者はなかったことですが、今回二次募集に際しましては、応募者にとつての受験資格の優遇、そして採用後の待遇などを考えるなど、何らかの対策は講じておられますか。この辺の点についてお答えください。

○議長（益田吉博） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 四番宗部議員の質問にお答え申し上げます。

平成二十七年度の職員採用では、事務職十二名、土木技術職五名、管理栄養士一名及び保育士二名を募集いたしました。

土木技術職を除く職種ではそれぞれ募集人数の合格者を得たわけですが、土木技術職には応募がございませんでした。

ただいま御指摘いただきました二次募集で応募しやすい工夫をしているのかということでございますが、今回二次募集におきまして、職務経験者の試験につきましては、第一次試験の教養、専門試験を免除し、書類選考に替えまして、より多くの人に応募していただきやすいと、そういうふうな対処をしているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） その受付期間といいますのは、十二月八日から十二月十九日までとなっておりますね。もし五名の採用予定人数が確保できない場合は、更なる対策を講じ、技術者を確保する必要があるのではないかと思います。全国的に各企業はもちろんのこと、五條市におきましても技術者不足と言われております。ちなみに橋本市も一次募集は応募がゼロであったようです。しかし二次募集においては三名の募集に対し十一名の応募があったようです。

五條市におきましても、何とか技術職員の確保ができるように取組を願いたいと思っております。いかに技術職員が必要であるのか、その理由として私はこう思います。災害時の現地調査の確認はもちろんのこと、危機管理の判断、応急処置をどのようにするのか、また技術者にか判断できないことが求められてきます。今後の技術者育成に向けて行政としても御努力を願いたいと思っております。被害が広範囲に及べばなおさら人材不足となつてまいります。災害被害のときに設計書、施工図面等を作成する時間などは到底ないはずでございます。コンサル任せでは対応が遅れて絶対に駄目だと思っております。一刻も早い応急対策を余儀なくされます。大規模になりますと、コンサル業務が必要ですが、ある程度は技術職員自らがその状況を判断し把握することが急務になってまいります。このようなことから、今後の技術者確保に向けて行政としても御努力願いたい、いかに技術者育成ということが大切であるかということでございます。早急に人員確保に取り組んでいただきたいのですが、二次募集でも応募がない場合はどのようにお考えでございますか。

○議長（益田吉博） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 四番宗部議員の質問にお答え申し上げます。

議員お述べのように防災の強化ですとか、災害が発生したときには技術職というのは本当に必要であると、そういうようなことは十分認識しております。募集をしてもなかなか来ていただけないという現状がございますが、それを少しでも打開するために奈良県に対しまして土木

技術職員の派遣を要望しておるところでございますし、また緊急時には本市を退職なされた土木技術をお持ちの職員の方にも協力を仰ぐと、そのような方策も考えていきたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 今五名募集ということでございますけれども、今現在土木・建築で技術職員というのは何名くらいおられるのですか。

○議長（益田吉博） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 四番宗部議員の質問にお答え申し上げます。

本市の土木関係の技術職総数五十三名でございます。うち土木技術が三十七名でございます。

以上でございます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 五名の募集をされているということでございますので、技術者不足ということですが、現在各部署には全体としての配属人数という調整は問題なく、偏っているとか、どこかの部署が足りないとか、そんなことは、偏りはないのですか。

○議長（益田吉博） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

現時点では適正に配置していると、そのように考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） それではよろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

二番、今後の小・中一貫教育の動向についてであります。

先日、委員会におきまして、沼津市の静浦小・中一貫学校に視察に行つてまいりました。そこで小・中一貫教育を行うことになった経緯について、まず紹介させていただきます。

この地区では少子化に伴い児童・生徒数が減少しており、二つの小学校で複式学級の発生が懸念されていたこと、また中学校が山腹に位置しており、通学路の落石や崖崩れなど、危険な箇所にあることから、生徒への安全対策が課題となっており、この二つの問題を受けて、地区の自治会やPTAから小・中一貫学校の設置の要望があり検討委員会を設立し、小・中両方の課題を同時に解決できる小・中一貫学校についての検討を進めてきたという経緯でございました。

現在、五條市教育委員会では、将来の学校教育体制を構築するために学校適正化検討委員会を立ち上げ、その中で小・中一貫教育についても議論を行っている聞いておりますが、その内容についてお聞かせください。

また、小・中一貫教育のメリット・デメリットについてもお聞かせください。よろしく願います。

○議長（益田吉博） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 四番宗部議員の御質問にお答えさせていただきます。

全国的な教育課題として、小学校を卒業した子供たちが中学校への入学をきっかけに学習意欲の低下や不登校になるなどの問題、いわゆる「中一ギャップ」が指摘されており、各種の調査の中でもその傾向が顕在化しています。その要因には、学習内容が一段と高度になることや、小学校での学級担任制から中学校での教科担任制へとシステムが異なることなどが挙げられております。

このような児童・生徒の状況にに応じて、小学校から中学校への進学に際して、生徒が体験する段差に配慮し、その間の接続をより円滑なものとするために、小・中学校間での柔軟な教育課程の編成や学習指導の工夫を行う観点から小・中一貫教育が取り組まれるようになっております。

本市でも本年二月の「五條市小・中学校の今後の在り方に関する懇話会」からの提言がありまして、五條市学校適正化検討委員会の中で小・中一貫教育について、御議論をいただいてきたところ です。

議員お尋ねの小・中一貫教育のメリットについてですが、学習指導上の成果と、各種学力調査の結果や学習意欲の向上、日常の学習習慣の定着等が挙げられております。

また、小学校から中学校へと生徒指導が連続することによる、不登校、いじめ、暴力行為の減少等が挙げられています。

そのほかにも、保護者や地域との協働関係による成果が挙げられています。

これらの成果は、小・中一貫教育の実施による小・中学校段階の接続の円滑化、九年間を通した一貫性・継続性のある指導、異学年交流の

大幅な増加、それらを通した教職員の意識改革が相互に影響し合って生じているものと考えられます。

また、デメリットについては、小・中学校間での連絡・調整に要する時間の確保の問題、小学校・中学校の学習指導要領に示される授業時間の調整、教職員の教員免許の違いによる調整の難しさなどが挙げられています。

特に、小学校・中学校が別々の位置にあり、距離が離れていることによる教育活動の調整、あるいは時間の確保なども指摘されています。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） ただいまの答弁の中にデメリットに小・中学校が別々の位置にあると、そういうふうに言われたと思うのですが、沼津市の場合とはまた違う取組に聞こえたのですが、本来は一貫学校と言いますのは、同じ校舎内で学ぶべきものだと思っていたのですが、それでも、そういう形態というのは……、もう少し分かりやすく説明していただきたい。

○議長（益田吉博） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 四番宗部議員の御質問にお答えさせていただきます。

小・中一貫校のパターンといたしまして、施設一体型と施設分離型というのがございまして、施設分離型小・中一貫校については、現在他市町村で多く実施されているところです。施設分離型というのは、例えば今の場所に小学校、中学校がありまして、二小一中とか三小一中とか、そういう場所が特定されない今の現状のままで施設を利用しながら小・中一貫校に取り組むという形にとらわれているのが、大体全体的に今多いのが現状でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） そういうことであれば、なおさら学生が取り組みやすい環境づくりを目指していただきたいと思っております。

一つ紹介させていただきましても、現在国が定めた法律では、小学校の三十五人学級は一年生だけで、他の学年は四十人学級の状態が三十年以上も続いているということですが、子供の数が減っている今だからこそ少人数学校のチャンスなんですと、教職員組合も訴えております。子供たちを心豊かに育てていくための細やかな対応が今ほど望まれているときはありません。そのためにも学級規模をまだ三十人以下学級にするということが求められています。なぜ少人数学級がよいのか、学校現場では教職員はやるが多すぎて先生方は日々のスケジュ

ールに追われていると聞きます。これ以上教職員を削減してどうするのかという問題、教える側のゆとりのなさは教えられる側に与える悪影響となりかねないと私も思っております。そういう教育現場の現状とは裏腹に財務省は三十五人学級の見直しをして四十人学級に戻せば必要な教職員数が約四千人減り、人件費の国負担分を年間で約八十六億円削減できると試算しているらしい、これほど教育現場を無視した試算もないのではないのでしょうか。

沼津市の小・中一貫教育の場合の経緯については、先ほど説明させていただきましたが、奈良県内で小・中一貫教育を行っている市町村はどれほどあるのか、そしてまた全国的な動向などについてもお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（益田吉博） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 四番宗部議員の御質問にお答えさせていただきます。

奈良県内では、奈良市が平成十七年度から小・中一貫教育に取り組み始め、平成二十年度からパイロット校を指定し、研究を進めてこられました。

この研究成果を基に、平成二十七年度から市内全中学校区で奈良市内の場合、小・中一貫教育をスタートさせる計画があると聞いております。

また、全国で小・中一貫教育に取り組む市町村は二百一十一市町村あり、全国的に取組が広がってきております。

また、今後小・中一貫教育の実施を予定または検討している市町村や、全国的な動向を注視している市町村が相当数あることから、小・中一貫教育の導入は更に増加していくものと考えられます。

このような中、十月三十一日に中央教育審議会の特別部会では、小・中一貫教育を制度化するよう求める答申案が示されました。これを受けて、中央教育審議会では、年内に答申をまとめ、文科省は、来年の通常国会で学校教育法などを改正する方針で、早ければ平成二十八年度から小・中一貫教育を各市町村で導入することができる予定です。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 五條市の児童・生徒の健康の保持・増進と学力の向上を図るため、更なる教育環境の整備に取り組んでいただきたいと思います。ております。

内閣府発表によります国内総生産・GDPに占める教育費の公的支出の割合を少し紹介させていただきます。国内総生産・GDPに占める教育費の公的支出の割合は、日本は三・六パーセントでございます。加盟国三十箇国中、四年連続で最下位となっております。お隣の韓国でも四・八パーセント、三十箇国の平均値は五・四パーセントでございます。一番高い国は参考までにデンマークの七・六パーセントという数字になっておりますけれども、先ほどの財務省の国負担分の削減の試算にいたしましても分かるとおり、日本がいかに教育費の財源を制御しているかということがお分かりのことと思いますが、そこで教育長にお尋ねをいたします。

今後は国や県の動向に注視しながら五條市の現状を受け止め、教育体制を整えるべく教育行政全般についての総合的な展望があればお聞かせ願いたいと思います。

○議長（益田吉博）堀内教育長。

○教育長（堀内伸起）四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

今、今後の五條市の教育の展望についてという御質問をいただきました。これまでも五條市はいろいろな取組を進めてきたわけでありましたが、今後の展望の中で次の四つの課題を大切にしながら進めてまいりたいというように考えております。

一つは、先ほどからお話ございましたように、子供たちの、いわゆる児童・生徒数の減少に伴って教育の体制をどうつくり出していくのかという問題であります。今後の小・中学校の在り方、さらには保育所・幼稚園も関わってくるわけでありますけれども、教育、子育ての在り方をどのように整えていくのかという問題が一つの大きな課題でございます。

現在、学校適正化検討委員会で二つの部会を設けながら多くの方々に御意見をいただいて、そして検討を進めております。二十六、二十七年度とこの委員会を設置しながら今後の方向を探ってまいりたいと考えているところであります。その中では先ほどございましたように、小・中一貫教育の問題につきましても論議の中に乗せながら、より有効な制度となればその制度も活用しながら進めてまいりたいと思っております。

二つ目は、確かな力をつけるための取組の推進であります。学校というところは子供たちに学力や体力や規範意識といった確かな力をつけることが必要でございます。とりわけ学力をきちんと定着させてやれるということは子供たちの将来の就労を含めた将来設計を立てていく上で非常に大切な力となるというように捉えているところであります。

今年度はそういったことを受けまして、学力向上推進委員会というのを設けまして、意見をいただきながら検討を進めているところであり

ます。今後も確かな力をつけるためにいろんな方策を考えてまいらなければならないと思っております。

また併せまして、ふるさとにこだわる人材の育成を大切にしてまいりたいと思っております。

先般も議会の中で御質問いただきました中にもありますけれども、特色ある学校づくりをしつつ進めながら地域にこだわる、ふるさとにこだわる人材を育成しなければならないと思っております。

もう一点は、地域に根ざす学校づくりの推進であります。今現在それぞれの学校では、地域の方々のいろんな御協力をいただきながら学校地域パートナーシップ事業というのを進めております。例えば地域の方が学校の中に入って、ボランティアでいろんな教育活動の一つの助言をいただいたり、御指導をいただいたりするとか、また逆に学校が地域に入って様々な活動をするとか、こういったつながりの活動を進めております。

今後コミュニティスクールを形づくっていく上でも、このパートナーシップ事業をより充実したものにしていかなければならないと思っております。

以上、四点をポイントにしながら五條の子育てや五條の教育は安心できるものなんだということを精一杯つくっていくのが教育委員会の一

番の責任ではないのかというように捉えているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） ありがとうございます。今後五條市にとって生徒・児童数が減少する中、子供たちがよりよい教育を受けるために最良の方法を検討していただきたいと思っております。

次の質問に移ります。

三、地方創生の取組についてということです。

政府が提出したまち・ひと・しごと、地方創生の取組として、国は今後地方自治体や現場に目を向け、地方の声に徹底して耳を傾けるとアピールしています。その中身として各自自治体の人口減少対策や地方活性化に向け、国と自治体が五箇年計画の総合戦略を策定すると発表しております。優れた施策を講じる自治体には交付金支給など、そして人的支援も視野に入れ、想定していると言っております。石破地方創生

大臣もやる気も知恵もないところには支援はしないと言っております。地方自治体に特色に応じた自発的な取組を求めたとメディアに報じておりました。

この五條市におきましても、本年十月にまちづくり推進本部を設置したと市政報告にもありましたが、今スタートしたばかりでございますけれども、具体的な今後の取組があればお答えください。

○議長（益田吉博） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 四番宗部議員の質問にお答え申し上げます。

本年、国では「まち・ひと・しごと創生法」というのが制定されて、人口の減少に歯止めを掛ける対策などの取組がスタートしております。

議員お述べのように国のまち・ひと・しごと創生本部の設置及び奈良県の地方創生本部の設置というのと機を同じくいたしまして、本市が今まで行ってきました取組を更に強化推進するために本年十月に、五條市まちづくり推進本部が設置されました。今後は推進本部で検討を重ね、五條市版の今議員がおっしゃいました総合戦略を策定した上で、その中で優先順位の高い事業から順次取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 今後五條市といたしましても、少子化問題、高齢化問題、そして人口減少をいかに克服していくかが重要課題となっていくことは言うまでもございませんが、いかに活性化させていくのか、この五條市を守っていくのか考えなくてはなりません。今後、五條市におきましても、新庁舎の建替え、そしてＪＲ五条駅の南北道路接続の課題、財源は確保されているもののまちの活性化に向けての必要なことはまだまだ問題が山積しております。

今国の地方創生の取組にあやかっって国・県から有利な財源をいただくためにも長期総合的な五條市のビジョンを考え総合戦略を作成願いたいと思っております。他の市町村よりも一年でも早く対策を講じて、国の地方創生の財政支援を受けることが先決だと思っております。

日本創生会議・人口減少問題検討分科会の発表によりますと、全国に消滅可能性都市が八百九十六自治体あるとされておりますが、これは二〇一〇年から二〇四〇年までの三十年間で若年女性の二十歳から三十九歳の女性の予想減少率、女性人口の予想減少率が五〇パーセント以

上になる自治体を消滅の可能性がある都市と報じております。この衝撃的な数字を聞いて他の市町村も何とか自分たちのまちを守りたい、こんな思いで必死になって対策を講ずるに違いありません。ちなみに奈良県の十二市のうち消滅可能性都市として五市があがっております。一番減少率が高いのは宇陀市の七二パーセント、続いて五條市の六九・三パーセント、これは五條市が五市のうち二番目に悪いのです。参考までに現在の五條市の二十歳から三十九歳の女性の人口は約三千二百人前後だと思うのですけれども、二十五年後には三分の一の約千人になると言われております。まことにショックな数字でございます。三番目に御所市の六五・三パーセント、四番目に大和高田市の五五・三パーセント、そして五番目に郡山の五〇・三パーセントと、このような推計になっておりますが、五條市におきましても、今後この状況をいかに克服していくのか、そしてこのまちにマッチした活性化、まちづくりというものを真剣に考えていかなければなりません。文化と歴史を守りつつ過疎は過疎でも五條の地場産業の復活はもちろん、新しいアイデアを盛り込み五條なりの発展の仕方があるのではないかと考えます。

先ほど市長公室長が言われましたように、どこにお金を使うのか、そして優先順位はどれなのか。議員全員が理事者側と一体となり協議を重ね取り組むことが責務と考えます。新庁舎の問題、五條駅南北道路接続の問題、そして今後文化施設でもある市民会館の建替え、五條高等学校跡地の有効利用など、いろいろと問題は山積しておりますが、最後にこのまちが五條市であり続けるために将来の展望、トータルビジョンがあれば市長の見解をお伺いいたします。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 四番宗部議員の御質問にお答え申し上げます。

地方創生ということで、国・県創生本部を立ち上げまして五條市におきましても、五條市まちづくり推進本部を設置いたしました。大変人口も減少しています。今現在日本の減少は一億二千七百万人、これが二〇六〇年には八千七百万人まで減少すると言われております。その中においても、五條市、特に過疎化地域においてはそのパーセンテージがまだ高く、それよりも減少されるといいます。ちょうど平成十七年に合併したときが四万弱、旧の西吉野村、旧の大塔村も入れて約四万弱、実際現在のところ三万三千人を切っているというのが現状であります。そういう形の中で増やすことはできないとしても、くい止めることは可能であろうと、そういう取組を今後進めていかななくてはならない。いろんな事業のやり方もあろうかと思いますが、まず今県と連携をしております。今天理市や大和郡山市が包括協定を結んでおりますけれども、五條市も奈良県と連携をしながらいろんな包括協定を結んで、より地域の活性化や地域のビジョンを踏まえた形の中で進めていくということで五條市においても立ち上げ、そして来年にはそういう県との包括協定を結ぶような形に進めています。その一つの中において

の地域の活性化ということでありませうけれども、五條市におきましては、二十八年度京奈和自動車道が開通するというところで大変有り難いこととであります。道路ができれば本当にいい部分と悪い部分もあるかと思えますけれども、これによって企業誘致が促進されているのも事実であります。今年に入って三件企業が決まりました。これ大変有り難いことかなと、しかしながら企業がきたからといって、そしたら人口が増えるということは考える部分と考えられない部分があります。というのは、あるところで言われたわけでもありますけれども、企業がきても若い人は残ってくれない。こういうふうに言われました。それはなぜかと言いますと、要するに働く場所があっても子育て支援や教育、またいろんな形の中でトータル的な五條が………一番五條市は転出する人が多いわけでもあります。それはなぜかと言いますと、学校を卒業すると大半の人が五條から外へ、市外に出て行くというのが現状であります。そういう形の中で今やるべきこと、特に減少をくい止めるためには企業誘致も大事なことでありますけれども、それに似合った形の中で子育て支援やまた先ほど言ったように、学校の教育問題、またいろんな形の中で進めていくことが大事であろうかなというふうに思っています。いろんな大きな事業はありますけれども、財政的にも厳しい状況であります。優先順位をつけながら一つ一つ市民の意見も聞きながら今後進めてまいりたい、そういうふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。（「四番」の声あり）

○議長（益田吉博） 宗部康寛議員。

○四番（宗部康寛） 今市長がおっしゃられたように人口を増やすということは大変難しいことだと思っております。増やすというよりも最小限にくい止める、五條を守っていくという努力が先決ではないかと思っております。五條市活性化のためには今後、議員と理事者側が一体となつて考えていくことが絶対に不可欠であると思っておりますので、今後ともどうかよろしくお願いいたします。

以上で私の一般質問を終らせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（益田吉博） 以上で四番宗部康寛議員の質問を終わります。

次に、十番、吉田雅範議員の質問を許します。十番吉田雅範議員。

〔十番 吉田雅範質問席へ〕

○十番（吉田雅範） おはようございます。

ただいま議長の発言の許可をいただきましたので、三点、簡単な質問ですけれども、一般質問をさせていただきたいと思ひます。

初めに、医療費について御質問させていただきます。ジェネリック医薬品、後発医薬品についてお尋ねしたいと思います。

市民の皆さんが医療機関の窓口で支払う負担額のほかに国や地方の税金、国民健康保険組合等の保険料で賄われておるわけなんですけれども、少子高齢化が進む日本で医療費は現在約三十五兆円と言われております。そのうち薬剤費は約八兆円にもなり、年々増え続けているのが現状であります。もし新薬の特許が切れた、ジェネリック医薬品に替えれば国の医療費が年間約一・五兆円も抑えられるとも言われております。そこで本市のジェネリック医薬品の取組と市民への周知について担当部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（益田吉博） 河村すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（河村康友） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

ジェネリック医薬品につきましては、今議員お述べのように開発コストを安く抑えることができて、また安全性も確立されている後発医薬品でございます。特に糖尿病、高血圧、脂質異常症など、治療が長期にわたる慢性疾患の方に費用対効果が多く出るということは御承知のとおりでございます。

利用に際しては、まずジェネリック医薬品につきまして、十分に理解していただきまして、その上で病院等で「ジェネリック医薬品の処方希望する」旨を伝え、医師の処方箋に基づき薬局等で調剤してもらいます。

しかし、全ての医薬品にジェネリック医薬品が対応して製造されているわけでもなく、また在庫が薬局にない場合もございます。

厚生労働省では、患者負担の軽減や医療保険財政の健全化に資することから、全医薬品に占めるジェネリック医薬品のシェアを現在の約二六パーセントから平成三十年三月末までに四〇パーセント以上に高めることを目標に普及促進に努めております。

五條市国民健康保険におきましては、平成二十五年度から九月と二月の年二回、ジェネリック医薬品に切り替える一箇月五百円以上薬代が安くなる被保険者約二百五十名を対象に、薬代の自己負担軽減可能額を郵送でお知らせしているほか、平成二十六年三月には全被保険者宛健康保険証を送付した際、「私はジェネリック医薬品を希望します」という意思表示を記載した「ジェネリック医薬品希望シール」を同封いたしましたし、普及促進に努めております。

また、ジェネリック医薬品制度について広く市民の皆様にお知らせするため、市のホームページに掲載するとともに、年二回定期的に広報誌に記事を掲載しております。

今後も平成二十七年三月の保険証発送時にジェネリック医薬品を推奨するためのシールを再度同封するとともに、差額通知や広報誌への掲

載を継続して行い、厚生労働省から配布予定のリーフレットやポスター等も活用することにより、ジェネリック医薬品の普及促進に努め、被保険者の負担の軽減と医療費の抑制に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 私この質問を四年くらい前になると思いますけれども、一般質問させていただきました。それでいろいろと今部長がおっしゃっていただいたように健康保険証を送付していただくときにジェネリックのオレンジのカード、確かに私もいただいております。しかし病院との関連もあると思います。やはり市の方が一生懸命取り組んでいただいているのも大変有り難い。そして市の方からも病院の先生にもそういうふう周知していただくのが一番有り難いかなとも思っております。

今部長、お答えいただいたように、ジェネリック医薬品の価格は新薬の約二割から六割に設定されておるわけなので、部長答弁されたように、高血圧症、また糖尿病などの生活習慣病に、また長い間飲み続けるお薬やお薬を何種類か飲んでいる方にとっては薬代の差額が出てくると思います。

私ちょっと調べさせていただいたのですけれども、例えば一日一回服用で一年間高血圧症の薬の場合ですと、新薬ですと五千四百八十円、ジェネリック医薬品の場合は三千二百九十円、二千九百九十円の差額が生じてくるのです。そしてまた糖尿病の場合ですと、新薬一万七千五百二十円、ジェネリック医薬品の場合は七千六百七十円、九千八百五十円の差額が生じてくるので、やはりジェネリック医薬品を服用することによりみんなが平等に加入できる国民健康保険制度が破たんすることなく、また保険料の値上げも少なくて済むということもありますので、今まで以上に病院、また市民の皆さんに周知していただきたいと思います。どうですか。

○議長（益田吉博） 河村すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（河村康友） 十番吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

五條市の国民保健被保険者のジェネリック医薬品の利用状況でございますけれども、二十五年十月診療分で約二万五千二百五十五件ございまして、うちジェネリック医薬品の処方件数が四千四百十五件、約一八パーセント、それが二十六年五月診療分でみますと、処方総件数が二万三千二百六件、うちジェネリック医薬品が四千三百八十九件、約二〇パーセントと幾分か上昇しております。

今議員がお述べのように、五條市に診療費のその差額分を計算いたしますと、五月と十月の診療を比較いたしましたして、年間で約三百万円の

経費の削減になります。ゆえに広報活動等周知をしていきたいというふうを考えております。また医療機関につきましては、それぞれの医療機関が対応していただいておりますので、多いところだと約六〇パーセントがジェネリック医薬品を使っている医院もございます。ただ今御指摘のように少ないところもございますので、さらに医師会等を通じて啓発活動に努めたいというふうを考えております。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 是非ともこれが市にとっても、個人にとっても負担が少なく済みますので、是非ともよろしく願い申し上げたいと思います。それではほかの医療費についてですけども、市長にお聞きしたいのですけれども、南和広域医療組合南和総合医療センターが完成するわけなんですけれども、黒字経営になった場合は有り難いのですけれども、なかなか病院で黒字というのは難しいと思います。そこで赤字経営の場合になった折に、一市二町八村の赤字の割合、五條市の負担割合についてお尋ねしたいと思います。（「答えられへんの。」「答えられるけど一般質問に載っていませんやん。」の声あり）……医療費について、載っていますけれども。（議場に声あり）

○議長（益田吉博） 河村すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（河村康友） 失礼いたします。十番吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

南和医療総合センターに係る、運営費に係るランニングコストを御説明させていただきましたらよろしいでしょうか。（「それで割合が分かるのであつたら。」の声あり）

各市医療に关します経費、院内保育の運営医師確保対策等に要する経費六億三千七百万円から交付税算入額五億八千二百万円を差し引いた一般財源繰越額五千万円と高額医療機器やカルテシステムの更新等の建設改良費、これの繰出金の額で一億、計一億五千万を構成市町村割合でそれぞれ案分いたしましたして、五條市では一千五百万円と三千万円で年間四千五百万円の負担となります。毎年県につきましては、八千万円を繰出したしまして、当初の五年間はこの繰出しルールで固定されます。今議員御指摘のとおり六年目以降につきましては、赤字等々も勘案をいたしまして県と構成市町村で協議をし、案分率を出すということでございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたら今現在割合というのは、四千五百万円が五條市負担ということですね。そしたら割合というのは決まってないので

すか、人口割、また利用者の平等割という、それをちよつとお尋ねしたいのです。

○議長（益田吉博） 河村すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（河村康友） 十番吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

今現在二九・九パーセントの割合で五條市は、これも一応今出してもらっている案でございます。今私が申し上げましたのも、今後こういう計算方式でいきましようということでございますので、まだ確定値ではございません。トータルで言いますと、イニシャルコスト、今建設百九十六億六千万円の病院を建てておるわけでございますけれども、それを今の方式で計算をいたしますと、単年度で約三千二百二十万円の負担額というのが、五條市は発生いたします。それを足しますと、一応予定といたしましたは、単年度で七千七百二十万円を五條市が負担するというところでございます。これは先ほど言いましたように、当初の五年間、三十年代から始まるのですけれども、当初の五年間については、固定のルールでいきましようということで、今協議をされているということでございます。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そうすると、五年間はこの固定でと、そして五年以降はまた見直すという認識でよろしいですね。

そしたら、私先ほども言わせていただいた人口割、平等割、利用割というのも加味してくれているんですね。それは加味、全然関係なしにコストの割合で五條市が負担するということですか。

○議長（益田吉博） 河村すこやか市民部長。

○すこやか市民部長（河村康友） 十番吉田議員の御質問にお答えさせていただきます。

私今、お答えさせていただきましたように人口割等々を考慮いたしましたして五條市の分が二九・九パーセントの割合で負担をするということ今進んでおります。

以上でございます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 五條市に不具合な、五條市やさかいにというて一番人口も多いですけども、五條市だけが負担が不具合にならないように平等というか、地域割、利用割等も考慮していただきたいと思しますので、よろしくお願い申し上げます。

次の質問にまいります。

入札の在り方についてお尋ねしたいと思います。入札にはいろんな方式があるわけなのですが、今回お聞きしたいのは、総合評価落札方式簡易型について、予定価格は当然公表するのは当たり前ですけれども、最低制限価格を公表せず、事後公表となっているのはなぜか。公表しない理由についてお尋ねしたいと思います。

○議長（益田吉博） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十番吉田雅範議員の御質問にお答え申し上げます。

公共工事の品質確保の促進に関する法律によりまして、公共工事の品質は、現在及び将来の国民のために、確保されなければならないとされております。公共工事の品質確保に当たりましては、公共工事に従事する方の賃金ですとか、その他の労働条件、労働環境が改善されるように配慮されなければなりません。我々地方公共団体におきましては、より良いものをより安い価格で調達するというのが原則でございますが、安いということを追及しすぎますと、低価格によつて受注でダンピング受注につながる恐れも懸念されます。

本市におきましては、ダンピング受注による工事の品質の低下を防ぐだけでなく、下請業者さんですとか、労働者へのしわ寄せや、安全管理の不徹底を防ぎ、適切な契約の履行を確保するとともに、建設業の健全な発展を促進したいと、そういうふうな考えで最低制限価格を設定しておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたら入札審査会というのがあるのですけれども、その入札審査会の会長というのはどなたがされていますか。

○議長（益田吉博） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

副市長でございます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたら副市長にお尋ねしたいのですけれども、仮に最低制限価格が漏れた場合、そしてまた故意に漏らした場合のことを考えたときに、それは漏れるということは絶対にならないというふうに当然やってくれているわけなのですけれども、私どうしてこれを思うかと

言う、最低価格を切ると失格になりますね。最近の事例を申し上げます、私が聞いている範囲ですけれども、西吉野の小・中体育館の耐震の工事で二者と言ったか三者と言ったかその辺定かでないのですけれども、入札が不落到終わつたと、失格になったと、私ら素人から考えたら百万円に最低価格を設けてあつた場合に、それが九十万円だったら十万円安くつきますね。安くついたのが失格やと、先ほど市長公室長も答弁願つたのですけれども、安くつくのが悪いのか、業者さんに負担が掛かるのか、それで入札に来ているのだから私は九十万円でも百万円の最低価格をつけることによって九十万円が失格になりますんやろ。それだったら、市民としたら助かると思うのですけれども、それはやはり最低価格をつけなければならないわけですか。

○議長（益田吉博） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今先ほど市長公室長の方が申し上げましたように、最低制限価格が必要であるということですが、その理由といたしましては、廃止すれば低価格、今議員が述べましたように、底値のないようなところでも受けていけば市の税金が少しでも助かつていくのではないかと、いうことでございますけれども、市場の方から言えば健全な競争を阻害していくのではないかと、いわれるダンピングの受注の懸念があるということが一点でありますし、また法の定めの中には、やはり公共事業につきましては、品質を確保するんだというところがうたわれております。それによって適正な価格というものを基準として設けるべきであると考えておりまして、その適正な契約によりまして、労働者の賃金であるとか工事における安全管理が確保されていくものであるというふうに考えるところから、五條市においてはこの最低制限価格の制度を維持させていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 副市長の言っていることは私も分かりますけれども、しかし安全策でいくのか、私は予定価格だけを公表して最低価格はなしにした方が公平性が保たれ財政も助かると思うのですけれども、入札する時点で仮に先ほど申し上げましたけれども、百万円の最低価格を設けてあつたと、それで仮に九十万円で落としても失格だと、仮に七十万円できていた人、それは七十万円で採算があるから入札に参加しますんやろ。言うてること矛盾しませんか。業者さんは七十万円でも合つたら七十万円に入れてきますやん。九十万円、八十万円、七十万円を入れてきて、それが百万円やったら、業者さんにとってはもうけは少なくなります。しかし市にとつたら、財政にとつたら助かるのと違

いますか。どうですか。

○議長（益田吉博） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 十番吉田雅範議員の御質問にお答えいたします。

吉田議員のおっしゃっているとおり百万円の最低制限価格を設けてあつて九十万円、七十万円、あるいは五十万円と下げていけば、その分は税からの、あるいは財源が安くなつて確保されていくというのは、一面的にはそういうことであるうと思ひますけれども、先ほども述べましたように、法律的には公共事業につきましては、品質を確保していくんだというきちんとした法の下で精神がございまして、またそのように適正な価格を設定して、計画を持つて発注するという意味も市町村にはあると理解しておりますので、五條市としてはやはりトータル的に考えてこの制度は維持していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたらそれはもう最低制限価格というのは、絶対に漏れないということを約束できますんやね。

○議長（益田吉博） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

最低制限価格自身、私ども、私すら分かつておりません。それくらいきつちりと管理をされておるものであります。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 分かりました。そしたら最低制限価格は今後も設けていくという認識でよろしいですね。

○議長（益田吉博） 檜内副市長。

○副市長（檜内成吉） 十番吉田議員の御質問にお答えいたします。

今制度としては、この最低制限価格はるる申しました理由によって存続をさせていただきたいと思つておりますけれども、今後将来にわたつてということを見据えた場合には入札制度というものはそのとき、そのときのいろんな考え方の中で、国・県・市、いろいろな立場、立場の中で変わってくるというところはございます。一〇〇パーセントの入札制度を模索して各市町村団体が入札制度の適正化、公平性に向けて頑

張っておるわけですけども、一〇〇パーセントのものというのはなかなか今のところは存在をしておらないように思います。ただし、一〇〇パーセントに近いように努力はしておるといふことの中で、今後最低制限価格がなくなる、なくならないというのも、一つは絶えず議論はされていくものであると認識をさせていただいています。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 十分に入札審査会の方で議論して、最低制限価格を設けるのが平等であるのか、公正であるのかということを十分議論していただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

そして次に、農業補償についてお尋ねしたいと思います。

農業に関する補償制度についてお尋ねします。経営所得安定対策等、私たち農家では米の戸別補償というふうに簡単な呼び方をしているわけなんですけれども、米の直接支払金について、また地域振興作物を作付けすれば産地交付金の申請をされた方に対して直接交付金制度があります。その補償制度について担当部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

経営所得安定対策における米の直接支払交付金は、市が各農業者に配分した目標面積以下に米を作られた農業者で申請をされた方に対し、国から直接交付金が交付される制度であります。

目標面積以上に米を作られた農家でも、市内農業者から目標面積を譲渡してもらう申請書を提出してもらうことで、交付金の対象者となることができます。

また、農地に地域振興作物を作付けされた農業者で産地交付金の申請をされた方に対しても、国から直接交付される制度でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） この件について、これからまた部長にお聞きしたいのですけれども、ほかの議員さんからも農家の方を連れられて役所に来られたということも聞いておるわけなんですけれども、私も市民の方、農家の方から平成二十五年度の経営所得安定対策等、米の所得補償の

交付金が振り込まれていない、また未払いとなっていると聞いたのですが、その事実確認をしたいと思います。

それが一点の確認と農家の申請について不備があったのか、その二点について部長にお尋ねします。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

平成二十六年の十一月の二十一日に経営所得安定対策等の交付金の未払いが市民の方からの連絡により判明をいたしました。申請された農業者の方の不手際はございませんでした。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたら、多分私も中山間やかで申請して急傾斜とかでお金をいただいているのですけれども、申請に不備はなかったと、農家の方に。それで未払いになっているというのはちよつと腑に落ちないのですけれども、これは他の議員さんが連れて来られた方、私も何人かの方に聞かせていただいたのですけれども、それは市の方としてどのように今後やっていくのか、ちよつと部長にお尋ねしたいと思います。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十番吉田議員の御質問にお答えを申し上げます。

先ほどのようなことがございまして、経営所得の安定対策等の交付金の未払いが判明いたしました。至急国の方に交付依頼を行いました。国の方からは交付金が出るかどうかにつきましては、十二月末まで回答は保留してほしいというお話がございました。

国の方から交付金ができない旨の回答があった場合、本来適切に処理を行ってれば国の方から直接農業者の方へ交付金を支払われておりました。先ほど申しましたように、農業者には何の問題もなく全て当市の責任であります。このことを踏まえ、市の責任において市が払っていかねばならないと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） それでは市長にお尋ねしたいと思うのですけれども、今部長がおっしゃられたように経営所得安定対策等の米の戸別補償の

交付金、これを今後市の責任として農業者に対してどういうふうに弁済をしていくのか、市長の見解をお尋ねしたいと思います。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十番吉田議員の質問にお答えを申し上げます。

先ほど部長から説明があったとおり、適切に事務処理が行われていれば経営所得安定対策交付金は国から直接農業者に支払われております。これが発覚してすぐに国の方に再度要請をしたわけですが、先ほど部長が言ったように十二月の末まで待っていたら、そういうことに相成っております。

これに対しては農業者に何の問題もございません。全て市の責任であると認識をしております。そういう状況の中で、今後、公正な判断を示すために第三者委員会を設置し、迅速に市民の皆さんに支払ができるように対応したいと考えております。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 国のお金の方を、二十五年度分を出してあげていただけないかというふうなお願いに行つたと、それが仮に国からいただけたらいいけれども、いただけなかったときには、どう……、何名いるのか分かりませんが、農家の人に対しての補償というのはどうされるつもりですか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十番吉田議員の質問にお答えを申し上げます。

先ほども言ったように、全て市の責任でございます。国がもし払っていただけない状況であれば、市が全て責任を負わなくてはならない、そういう状況に至っております。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 市の責任ということは、一般財源から払うということですか。そういうふうには認識させてもらってよろしいですか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十番吉田議員の質問に答えさせていただきたいと思っております。

このことに関しては、先ほど言ったように、第三者委員会を設置してその中で判断をしていきたい、そういうふうを考えております。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 第三者委員会を作っていたくのは結構なんですけれども、これは分かっておってしたら、これ二十五年度分ですやろ、それを農家の方に早いこと支払わなければもう二十六年度が十二月で支払期限が来ていますやろ。農家の方が何名で、何十万円か、何百万円になるのか、私そこまで調べてはいませんが、そしたら二十五年度の米の戸別補償、これが未払いになっておったら市は当然私ら市税にしろ軽自動車税にしろ、延滞金というのを取られます。それはそしたら利息を付けてということでもよろしいですか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 吉田議員の質問に答えさせていただきたいと思えます。

これも踏まえて第三者委員会に諮って、そこで対応してまいりたいと。

そして確かに二十五年度の事業のことですので、実際支払われてから九箇月がたっております。大変時間が経過しているということで、迅速な対応はしたい。

現在の時点では十二月末ということで国の判断がありますので、それが出た時点において、今もその対応はどうしたらいいのかという検討は、これから進めていくわけでありまうけれども、その判断が出た時点においては早々の対応をしてまいりたい、そのように考えております。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） それは早いことやったってほしいけれども、お金の出どころありますんけ、国からくれなかつたら。市長が払ったつてくれるんけ。もうちょっとはつきりした答弁いただきたいのですけれども、第三者委員会を作っていたで、審議をしてくれるのは有り難いですが、けれども、二十五年度で農家の人もやかましく言うてくると思えます。仮に一般市民の税金からしたつたら、そりや農家の方は払つてあげたら喜ぶ、しかしそれは市民の税金をそういう市の不始末によつて農家に払うといつたら、私らもう立場にしても、いささかも辛いですわね。それをどうするかということですか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十番吉田議員の質問にお答え申し上げます。

法律上でちよつとお話させていただきますと、国家賠償法の第一条、第一項で「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員がその職務を行うについて故意、又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責めに任ずる」と規定されております。この法の規定により本件については、五條市が相手方に対して賠償する責任があります。また同条第二項では「前項の場合において公務員が故意または重大な過失があったときは、国または公共団体はその公務員に対して求償権を有する」と規定されております。そのことから専門的な知見を有する第三者委員会に客観的な意見を参考にして考えてまいりたい、そのように考えております。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） その第三者委員会の結論はいつ頃出ますか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十番吉田議員の質問にお答え申し上げます。

先ほどから国の方向性が十二月末ということになっております。今から準備はしておりますけれども、その結果が出た時点で第三者委員会を設置して、すぐに対応して、進めてまいりたい、そういうように考えております。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたら、十二月末に国からの判断が出るという市長の答弁なので、できるだけ早く二十五年度分ですので、二十六年度も、二十六年度分については、不備なく入るという認識でよろしいですね。

○議長（益田吉博） 二十六年度は、もう十二月中にお金入るようになってんかえ。 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、二十五年年度分はそのような不手際がございましたので、二十六年度分についても、そのようなことがないか再度チェックをさせているところでございます。二十六年度中にお支払ができるように現在準備をしておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） 二十六年度分はチェックしていただいておりますので、漏れ落ちのないようにしていただきたいと思います。

そして、二十五年度分に戻るのですけれども、市長に答弁いただいたのですけれども、十二月末をもって第三者委員会で審議、審査していただく、その結果というものは三月議会までには間に合いますか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十番吉田議員の質問にお答え申し上げます。

当然二十五年度の支払が、現在九箇月遅れているということで、国の、十二月に入りますけれども、三月という、また時間が当然掛かりますので、当然その辺の対応というのは迅速にしたいと、三月までに当然やらなければならない。ただし、もしこの財源をどうするかによつては、議会の皆さんにも御承認を得なければならない場合もあるかと思えますけれども、その辺は順次対応してまいりたいと考えております。以上です。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） そしたら、先ほども私言わせていただいたように、私らが滞納した場合は延滞金というのをとられます。農家に対して十二月に振り込まれない場合、九箇月という答弁だったのですけれども、九箇月分の利息というのは当然発生してきますわね。それについてはどうですか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 十番吉田議員の質問にお答えをしたいと思います。

それも踏まえて、第三者委員会で検討していただいて、それで判断したいとそういうふうに考えております。

以上です。（「十番」の声あり）

○議長（益田吉博） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） やはり市の方に責任があるということなんで、農家の方にはないということなので、経営所得型安定対策等の支払を二十五年度分、また二十六年度はきちつとしていただいて、二十五年度も早急に農家の皆さんに支払っていただきますように、法律のこと市長言われておったが……法律ではそうかも分かりませんが、市民感情として市民の税金から払うとなれば、やはり一般市民の方もそんな

おかしいのと違うかという不平不満も出てくると思いますので、その点十分審査会というか調査会の方で議論していただいて、やっていただきたいと思いますので、是非ともよろしくお願い申し上げます。

これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（益田吉博） 以上で十番吉田雅範議員の質問を終わります。

昼食のため、午後一時まで休憩いたします。

午前十一時三十二分休憩に入る

午後一時零分再開

○議長（益田吉博） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確にお願いいたします。

一般質問を続けます。一番、養田全康議員の質問を許します。一番養田全康議員。

〔一番 養田全康質問席へ〕

○一番（養田全康） 議長から発言の許可をいただきましたので、一番養田全康の一般質問を通告のとおりさせていただきます。

まず大きな一として、障害者の就労支援についてお尋ねいたします。

平成十七年十月に障害者自立支援法が成立し、この法律を踏まえ五條市でも平成十九年五月に五條市障害者基本計画及び第一次障害福祉計画、また平成二十一年三月に第二次障害福祉計画、また平成二十四年三月に第三次障害福祉計画を策定し、障害者が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう必要な福祉サービスや相談支援の数値目標を設定し、計画的なサービスの提供のための基本整備に努めておられるとのことですが、その中で質問いたします。

まず（一）といたしまして、障害者福祉計画の成果についてであります。第一期障害福祉計画から第三期まで進んでいる中、どのような成果が出ているのかお尋ね申し上げます。

○議長（益田吉博） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市障害福祉計画の成果でございますが、国では平成十七年に障害者自立支援法が成立し、この法律を踏まえまして、五條市といたしまして、平成十八年から三年を一期とする障害福祉計画を立て、各種障害者支援施策の実施をまいりました。

今回は、平成二十四年度から二十六年度の三年間を第三期の障害福祉計画として、各種障害施策を実施しております。

本年度を最終年度とする第三期計画の成果といたしまして、まず目標に掲げておりました施設入所利用者の地域への移行ということでございますが、これは障害者を地域生活に移行することを目的に数値目標を定めており、この三年間で施設入所の三割の方を施設入所からグループホームやケアホーム等へ移行できるよう支援する計画となっておりますが、現在のところ、ゼロの実績でございます。

この要因として考えられますことは、介護者の高齢化による親なき後の生活不安などが考えられます。

次に、福祉施設利用者の一般就労への移行につきましては、前回の移行実績を基に七人の一般就労への移行を見込んでおりましたが、現在のところ、二人の就労実績にとどまっております。これは、障害者の就労を取り巻く社会環境は依然として厳しい状況にあると思われます。

引き続き就労支援事業者やハローワークなどの連携を強化し、一般企業への就労支援や職場定着支援への取組が必要と考えております。

また、就労移行支援事業・就労継続支援事業の利用者につきましては、主に福祉施設利用者を対象に、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行い、一般企業等への就労に結び付けたり、働く場の提供に必要な訓練を目的に目標数値を定め、平成二十六年現在、就労系支援につきましては、ほぼ実績を達成しております。

なお、就労継続支援事業につきまして、保護者等の希望により、あすなろ園では事業を拡大していただけているということも聞いております。

次に、障害者に係る就労相談についてでございますが、社会福祉課の窓口でも行っておりますが、最近の状況では障害者就業・生活支援センター、ハローワークというのがございまして、ハローワークへの相談者が多くなっていることから、今後、障害者サービス等利用計画に基づきまして、その人に合った就労への移行支援を進めるため、ハローワークや相談支援事業所、特別支援学校等と連携を図りまして、一般就労に結び付けていくことができるよう努めてまいりたいと考えております。

なお、これらの課題につきましては、もう一度精査をし、次期の第四期五條市障害福祉計画に反映してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康）活動はやっていただけているということで、また第四期の策定に向けての課題点や問題点があれば教えてください。

○議長（益田吉博）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

第四期の制定にしましての障害者の就労に関する課題といたしまして、まず一点目に、一般就労を目指す障害者個々が希望する職種の事業所等が少ないということです。

二点目といたしまして、一般就労につきまして、障害者自身の身体状況等々によりまして、完全就労に結びつかないケースが多いという、途中で離職するケースが多いということです。

三点目といたしまして、近年、精神障害者の増加に伴い、相談業務、あるいはその相談内容が非常に複雑化しております。これらの課題がございます。

これらの問題を市の行政として、どう取り組んでいくかが今後の課題と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博）養田全康議員。

○一番（養田全康）第四期に向けて課題があるというのは大変よく分かります。これ障害者と一つ大きくくりで言わせてもらいまして、身体障害者であったり精神障害者、またいろいろな障害を持たれている方がおられると思うのですが、その中で障害者手帳の保持者は大きく増加していると思われます。また平成十五年には身体障害者手帳保持者が一千三百二十五名おられたようですが、平成二十三年には一千七百二名と増加しております。また療育手帳保持者が百九十四名だったのが二百八十二名、先ほど部長の答弁にもありましたように、精神障害者保健福祉手帳保持者が四十五名だったのが、二十三年には百三名に増加しているのです。現在、平成二十六年ではどのような数値になっているのか分かりますでしょうか。

○議長（益田吉博）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄）一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

大きく分割をいたしまして身体障害者の手帳所持者、平成二十六年が一千八百九人、療育手帳所持者が三百六人、精神障害者保健福祉手帳所持者が百五十七名と増加してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康） 僕のところに相談に来られた市民の方は、一番何が苦しいかというと、働く場所がないのが苦しい、こういうお話を聞かせていただきました。その中で、三月の一般質問で部長から「働く場の希望者の方には事業所の相談、また出向いての就労願いを共にする」というようなことが三月の答弁でありましたが、三月に僕が質問させていただいてから、今現在でそういう希望者がおられたか、またおられた数を教えてください。

○議長（益田吉博） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

三月以降、約九箇月たっておりますけれども、就労に関する窓口相談が十八件ほどございました。

そして一般就労にはつながっていないのですけれども、就労継続支援B型、要するにあすなろ園へのつなぎ支援が六件ございました。以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康） 十八件の窓口相談があったと、そしてそのうちの六件が決まったのですかね。あすなろ園で作業していただくというのがね。三分の一くらいは形としては成り立っていくのかなと、ただ三月の質問のときにさせていただきました。田辺町では六十何箇所あるという中で、今現在五條市で働ける場所、また相談できるという作業所というのは、そのときは三軒だったと思うのですけれども、今現在何軒増えているのか、そのままなのか教えいただけますか。

○議長（益田吉博） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

三月に答弁いたしました三軒そのままでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康） 今現在変わらず三軒あるということで、しっかりこの三軒とともに、また増えていくようにしっかりと活動していただきました。

いと思うのですけれども、過去三年間で件数、何名くらい御相談があるのって、なぜこれを聞くのかというと、なかなか市役所に相談に行くというのは難しいと思うのです。また自分ところの子供であつたりとか、近い存在に障害を持たれた方がおつてと、なかなか出向いていくのも大変ですし、御苦労されていると思うのです。過去三年間で何件くらい就労相談、または作業所への紹介をされているか、分かったら教えていただけますか。

○議長（益田吉博） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおりなかなか市町村の窓口へは顔を差すとかいつて来にくい方もおられると思います。それで最近、先ほども申しましたように、ハローワークという形の活用が徐々に増えてきております。

御質問の就労へ移行ですけれども、一般就労に結びつきましたのが平成二十五年で一名、二十六年で一名の二名でございます。それと就労継続支援A型、中程度の軽い方で、月給制でそういう働くところへ移行されたのが、その年で何人ではなくて、延べなんです。二十四年で十件、十人、二十五年で十一件でございます。

先ほど申しました就労継続支援、あすなるとか三寿福祉会のB型支援につきましては、二十四年で四十六人、二十五年で五十二名となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康） 数がだんだん増えていっていると思うのですよ。増えているというのは一つとして、明るい材料ではないのかなと、そういうふうに通じる場所であつたり、そういう相談が多く届いているのかなと、そのように思います。

その中で、（二）の質問に移らせてもらうのですけれども、企業への就労支援についてなんです、現在五條市が障害者の就労支援をどのようにして行っているか、教えていただけますか。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

障害者に係る就労支援につきましては、先ほどあんしん福祉部長が答弁いたしました以外に、五條市役所内に設置されております「五條市

ふるさとハローワーク」において、月二回ハローワーク下市から担当者の出張による職業相談を実施していただいております。

そのほか障害者に特筆せず、一般求職者を対象にした「五條市就職応援フェア」を開催し、地元での就労支援につなげるため、市内企業のPRを兼ねた企業合同説明会を行い、市内企業の周知に努めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康） それを踏まえて、企業へどのように障害者雇用促進をお願いしておられるか、教えていただけますか。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

企業における障害者の雇用促進につきましては、ハローワーク等の紹介により障害者を雇用する事業主に対する助成金、特定求職者雇用開発助成金や障害者を試行的に一時雇い入れた場合に交付される障害者トライアル雇用奨励金など多くの助成制度を、ハローワークは設けておられます。企業はこれらの助成制度を活用しながら、障害者の雇用促進に努めていただくよう、ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの支援機関との連携の中で企業への周知を図ってまいりたい、このように考えております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康） ハローワークの方や国の施策の方で奨励金が企業に対して出るということですけれど、平成二十五年四月より民間企業の法定雇用率というのが、一・八パーセントから二パーセントに引上げられたという中で、県内企業の雇用率は過去最高の二・二二パーセントとなり今年度は達成企業数が十八社増加したと、それで二百九十五社今現在あるようです。

また、奈良県の雇用率というのは常に全国平均を上回っていると、その中で今後企業への取組というのを五條市としてはどう推進されていきますか。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 一番養田議員の御質問にお答えを申し上げます。

今後の取組につきましては、障害者サービス等利用計画に基づき、その人に合った就労への移行支援を進めるために、ハローワークや障害

者就業・生活支援センター、相談支援事業所、特別支援学校等と連携をとるなど、引き続き一般就労に結び付けていくことができますように努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康） しっかりとハローワーク、また関係機関学校等々連携を取りながら企業への雇用促進に向けて取り組んでいただきたいなど、そのように考えるのですが、これで（三）に移らせていただくのですが、五條市での障害者の雇用の状況についてお尋ね申し上げます。

厚生労働省では、障害者雇用の促進等に関する法律で事業所に対し常時雇用する従業員の一定割合以上の障害者を雇用することを義務付けております。民間企業で法定雇用率二パーセント、公的機関では二・三パーセントとなっておりますが、現在五條市職員で障害者雇用を何名されているか、教えていただけます。

○議長（益田吉博） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の質問にお答え申し上げます。

現在本市におきます障害者の雇用状況でございますが、正職員一名、臨時職員五名、計六名でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康） 正職一名、臨時五名、これね、奈良県にある十二市のうちの五條市はワースト一位、というのは四百十名職員さんがおられると、その中で障害を持たれている方は一名しかおられないと、また職員数が一番小さな御所市さんは三百十四名の正職さんがおられるのですが、障害者は七名働いているというような今現状にあるようです。これ五條市は減少傾向にあるのです。大変大きな矛盾だなと、企業等への促進、数値が上がっている中で、五條市は減少傾向にあるのですが、市長公室長、どう考えていけますか。

○議長（益田吉博） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

全国的に増えている中で、五條市がなぜ減少傾向にあるのかというお尋ねでございますが、原因としては、五條市におきまして将来持続可能な行政運営をしていかなければならないということで、五條市の行財政改革大綱に沿って、事務事業の見直しと同時に職員数の適正管

理、職員数の削減にも努めてまいりました。行革を進める上では、職員数を適正に管理するというもの避けて通ることができないことだと思います。本来ですと、職員数の適正な管理ということと計画的に障害をお持ちの方を採用していくことを同時並行的に進めなければならぬということだったと思うのですが、職員数の削減というところに重点を置いてやってきた、その結果がこういうふうな形で表れているのではないのかなと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康） 一つとして、例えば障害者の枠の中で雇用するというようなことって可能ですか。正職さんと例えば同レベルの作業が難しいのであったりとか、たくさん問題があると思うのです。一つとして身体障害者の方で通常の職員さんと同じようなレベルで作業できる方や、例えば精神障害者の方で同程度の作業が難しいというような方もおられると思うのです。その中で、正規の求人テストを通過してきたというのではなくて、障害者という一つの枠の中で雇用できるということは可能ですか。

○議長（益田吉博） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 養田議員の御質問にお答え申し上げます。

正規の職員ではなしに別の枠組ということでしたが、臨時職員ということで、障害者枠で採用を掛けることは可能ではないのかと考えておるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康） これはすごく大事なことだと思うのです。というのは、僕のところに相談に来られた方がおっしゃっていたのは、こちらは首を切られたら終わりやねん、次に働く場所はなかなか見付からないというような話だったのです。この臨時職員というのはアルバイト的なことになってくると思うのですけれども、これで例えばこの作業が合わない、じゃああなたもう辞めてください、その人はもう飯を食べていけないわけです。僕が三月の質問の田辺市に行かせてもらったときに、そこで作業されておる身体障害者で重度の方だったと思うのですけれども、私は働いたお金で缶コーヒー一つを買えるのが嬉しいのだと、そんな話を聞かせていただいたんです。そんな中で、一つ御提案なんですけれども、臨時職員さんでその方の適性を見られて、その方を正職員にというのは可能かどうか教えてください。

○議長（益田吉博） 福塚市長公室長。

○市長公室長（福塚勝彦） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

今議員がおっしゃられたことは、現行制度の中では非常に難しいというふうに考えております。

以上でございます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康） ただ今の現状の制度では難しいということなのですが、僕のところには相談に来られた方は子供さんが障害を持たれていると、そんな中で今はアルバイトに行っている、アルバイトに行っているのだけれども、いつ何時何があるかも分からないと、そういう状態の中で働いているのです。働きたいのは、例えば給料が安くても生活が安定するところで働きたいとかあると思うのです。それをしっかりと加味していただいて、できれば正職員の雇用という形で考えていただけたら大変有り難いと思うのですけれども、市長、今後の取組、障害者の雇用、また障害者のためのサービスの向上に向けての取組を教えてくださいいただけますか。

○議長（益田吉博） 太田市長。

○市長（太田好紀） 一番養田議員の質問にお答え申し上げます。

市長公室長からる説明がありましたけれども、今まで障害者の方がうちの場合は減少気味だということですが、本当にこのことに対しては大変重要であると、いろんな方から私のところにもいろんな話に來られます。そんな形の中で、確かに正規の雇用と、うちの場合は臨時職員が多いということですけれども、今後の取組としては、なるべくそういう方々も働ける環境を作っていくということも大事であろうかと、これは市においてもですけれども、企業の皆さんにもいろんな形の中でハローワークと連携しながらあつせんをしながら、より充実した働きやすい環境を作る、例えて言えば、先ほども言うたあすなろ園でいろいろと取り組んでいただいております。いろんな形の中で一生懸命にそういう形の中で頑張っているところ、またその仕事、その障害の等級別によつてはできる仕事場であるのか、またできない仕事の状況であるのか、いろんなことを組み合わせながらいろいろと作業状況、軽作業な仕事からある程度の作業までやっていると、私も視察に行つて見てきましたけれども、大変その辺の状況というのは全体的な把握をしながら、また行政もまた民間と一体となつて進めていくべきであろうと今後も考えております。ただ今言うたように、いろんな形の中、制約もある中でできる限り応援をしていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康） 市長からお話がありましたが、五條市は少ないという現状があると思うのです。できることならば正職員きちつと増やしていただきまして、行政が率先して障害者の雇用をするのだというような姿勢を企業に向けてもPRしていただきたいとそうに思います。

次に、大きな二番の教育行政の今後についてに移らせていただきます。

（二）全国学力学習状況調査の結果についてであります。平成二十六年四月二十二日に全国学力学習状況調査が小学校六年生、中学校三年生の全国児童を対象に行われたのですが、五條市では二十五年にも行われていると思うのです。二十五年と二十六年では学力がどう変化したのか教えていただけますか。

○議長（益田吉博） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

昨年度、議員の質問に対し、平成二十五年の全国学力・学習状況調査の結果は厳しい実態であるとお答えいたしました。今回は、そのことを受け、平成二十五年と二十六年の変化を基にして御説明申し上げます。

本年度は、四月二十二日に小学校六年生と中学校三年生の児童・生徒が全国で約二百三十万人を対象に実施されました。調査では、小学校は国語と算数、中学校では国語と数学を対象に行われ、それぞれ「主として『知識』に関する問題」（A）とそれから「主として『活用』に関する問題」（B）が出題されました。

本市の小学校における、平成二十五年の平均正答率は五六・五ポイントに対して、平成二十六年は六五・一ポイントとなっており、昨年度と比べて八・六ポイント上昇を得ることができました。

また、中学校においては、平成二十五年の平均正答率は五四・六ポイントであったのに対して、平成二十六年は六〇・八ポイントとなっており、六・二ポイントの向上が見られたという結果が出ております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康） 今のポイント数を聞かせてもらうと、かなり全国の平均には遠いのではないのかなとそう考えるのですけれども、奈

良県では小学校が二百三校、中学校が百四校と、そして特別支援学校が小・中一校ずつ参加されているというようなデータがあると思うのですけれども、全国で行われた中で奈良県の位置付けというのを教えていただけますか。

○議長（益田吉博） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 一番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

平成二十六年八月二十六日付の新聞報道によりますと、奈良県の小学校の平均正答率は、全国の二十七位となっています。また中学校は十七位ということで掲載しております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康） そんな中で奈良県では小学校が二十七位と、中学校十七位ですね、奈良県内での五條市の位置付けはどの程度なのか教えていただけますか。

○議長（益田吉博） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

平成二十六年度における、五條市と奈良県との小学校の平均正答率を比較すると、五條市が六五・一ポイントに対して、奈良県が六五・八ポイントと、その差はマイナス〇・七ポイントとなっております。

また、中学校の平均正答率は、五條市が六〇・八ポイントに対して、奈良県が六四・七ポイントとなっております、その差はマイナス三・九ポイントと、奈良県平均よりは若干低位な状況にあると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康） 奈良県平均よりも若干低いというような状態ですね。それでも二十五年より二十六年の方が上がったという答弁でよろしいですね。だんだん上がっていくてくれるというのはいいいことなんで、是非奈良県の平均を超えて、また上位に入っていけるように頑張ってくださいと思うのですが。三月議会での答弁でこれだけでは不十分だということのかどうか分かりませんが、本市単独で学力調査をやりまうと、それ以外の学年に対しても学力調査を実施するという答弁があったのですが、どのような調査をされたのか教えていただけますか。

○議長（益田吉博） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

全国学力・学習状況調査が行われた四月二十二日に、市独自の学力調査も実施いたしました。実施対象学年は小学校四年生と五年生、中学校は一年生と二年生です。

調査内容としては、全国学力・学習状況調査と同様に、国語と算数、あるいは中学校では国語と数学の学力調査とアンケートによる生活行動・学習活動調査となっています。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康） 県では学習調査を踏まえて学力向上実践研究推進協議会を七月に設置されたと、また全国学力学習調査状況の分析を行って学校の改善支援プラン、補助版を策定予定となっているというようですが、五條市ではこの二つの学力調査の結果を見て、今後の改善点、また取組などがあれば教えていただけますか。

○議長（益田吉博） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

これまでは、全国学力・学習状況調査の結果を分析し、児童・生徒の実態把握を行い、取組を進めてきました。今年度、新たに独自の学力調査を行ったことにより、これまで以上に五條市の児童・生徒の実態を把握することができました。

学力向上を学校教育の重点課題の一つとし、各学校において様々な取組を進めてきた結果として、基礎・基本に関しては定着が見られます。しかし、読解力や応用力を必要とする内容に課題が見られたことから、授業改善等の取組を、各学校で推進しているところがあります。

また、平均正答率だけではなく、質問紙から児童・生徒の学習意欲や生活習慣等についても分析し、今後の取組に生かしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康） 県が出しているものなのですけども、国語、算数、数学の勉強が大切と思う児童・生徒の割合を二十ポイント以上下回る

と、二十五年度の調査結果と同様だということで、まず興味を持たせることが大事だと思うのです。奈良県のデータでは全国平均よりも興味が無いと、学習に対しての興味が無いというような状態だったと思うのです。そんな中で三月にも一般質問させてもらいましたが、地域のことを学習しているのか、データで出ているのですけれども、学校の規則を守っていますかとか、地域のことを勉強していますかとか、学校に行くのは楽しいと思いますかとか、こういう勉強に関すること以外の質問もあるのですが、こういう数値が高い都道府県というのは大変学力も高いというデータになっているようなんです。

また、奈良県でびっくりしたのが、学校の授業以外で普段一日当たり二時間以上勉強している児童・生徒の割合は小学校で七・四ポイント、中学校では一四・六ポイント、全国平均を上回っていると、というのは学校以外にも奈良県の子供たちは勉強を頑張っているというようなことだと思ふのですけれども。

分かればいいのですけれども、五條市の子供たちというのは、学校以外の勉強というのに対して、どれくらいのポイント数があつて、全国平均から見たらどうなのかというのは分かりますか。(間)

○議長(益田吉博) 分からなかったら、構いませんか。

○一番(養田全康) はい、また再度聞かせていただきます。個別で行かせていただきます。

また、教育委員会さんの方でしっかりと子供たちに、学習に興味を持っていたけような取組を考えていただきたいと思います。

○議長(益田吉博) 近井教育部長。

○教育部長(近井稔巳) 申し訳ございません。申し訳ないのですけれども、七十四項目の質問がありまして、データは持っているのですけれども、すぐに場所が探せないというような状態です。時間があればお知らせさせていただくのですけれども、もし後日でよければ、またお話を。

(間)

「学校授業時間以外に普段一日当たりどれくらいの時間を勉強しますか」ということで、設問をさせていただいた部分があるのですけれども、そのことについて御報告させてもらいます。

昨年度はそれについては、三時間、二時間、一時間以上ということと答えた生徒なんですけれども、五〇・九パーセントだったのが、本年度五八・三二パーセントで約八パーセントばかり上昇しております。県平均と比べれば若干、二パーセントくらい低いところがあるのですけれども、そのような結果が出ております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康） 今までの数値を教えてくださいと、努力されている、かなり数値が上がってきていますので、分かってきていますので、しっかりとこのまま学習に興味を持っていたけるような取組をしていただけたらいいと思います。よろしく願います。

その中で、学習調査状況、これってどのような調査内容だったのか、教えていただけますか。

○議長（益田吉博） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 一番養田議員の御質問にお答えさせていただきます。

全国学力・学習状況調査では、学力調査と併せて学習状況調査として児童・生徒へのアンケート調査が行われました。そのアンケートの項目は、小学校・中学校とも七十四項目となっており、その内容を大きく分けると、「学習に対する関心・意欲・態度」「基本的生活習慣」「家庭でのコミュニケーション」「地域との関わり」「将来に関する意識」または「自尊感情」等となっております。

この調査結果によりますと、本市の児童・生徒については昨年度と比較し、ほとんどの項目で改善の跡が見られました。特に、「自分には良いところがある」「将来の夢や目標を持っている」「学校に行くのは楽しい」といった項目は、小学校・中学校ともに大きく伸びております。また、「学校の規則を守っている」という回答も増加しております。さらに、「算数（数学）の勉強は好き」と、学習意欲の向上も見られています。

小学校での質問項目は全て向上いたしました。が、中学校において「土曜・日曜日の学習時間」あるいは「平日の家での予習時間」が減少していること、読書習慣が定着していないことなどに課題が見られる結果となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康） 子供の生活習慣ということで、「朝食を毎朝食べていますか」とか「自分で計画を立てて勉強していますか」また「毎日同じくらいの時刻に寝ていますか」とか、こんな調査もされたようなんですけれども、これが残念なことに奈良県は全ての項目においてその質問が全国平均を下回っているというような結果になったようです。これというのは、学校の問題というよりも、朝食をきちっと食べさせると

か、何時に寝なさいよと、親の指導も大きく関わっていつているのではないかなと、そのように思います。

その中で、(二)の質問に移らせていただきたいのですが、今後この調査を踏まえて今後の取組、また現在どのような取組をされているのか、またこれからどのような取組をしようとしているのかちよつと教えていただいていいですか。

○議長（益田吉博） 近井教育部長。

○教育部長（近井稔巳） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

全国学力・学習状況調査の結果から、本市の児童・生徒は、読解力を問う問題に見られる、思考力や応用力に係る課題、学習時間の不足、テレビやゲームの加熱など家庭学習や生活習慣に係る課題、併せて児童の学習理解を高める指導力の向上の課題などが見られました。

このことを受け、現在、学力向上推進委員会を市独自に設置し、言語活動を重視した授業展開を進めるための授業モデルの作成、読書活動を推進させるための方策の検討、自分の生活を律する態度の育成と家庭学習の習慣化を図る取組など、課題克服に向けた対応について予算化も含め、既に検討を進めているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康） 学校の勉強は大変大事なのは分かるのです。また分かりますし、ただその中で家庭環境というのがかなり優先されると思います。

五條市ではないのですけれども、他市の職員さんに聞かせてもらったのが、うちの市でも大変問題があるのだと、それは何かというと、親が子供を育てるのを放棄してしまつて学校へ行くのにも先生がその家に迎えに行かなければならないと、「うちの子、上で寝てるから起こして行ってや」と、そういうような普通では考えられないような事例もあるようです。僕も中学校一年生と小学校三年生、二歳の子供を持つ親なんですけれども、こんなときどうしたらいいのかなとか、これってどうなんかなと、教育に関してとか家庭の学習、そして生活習慣、悩むようなことが多々あるのですけれども、しっかりと学校側からこうしてくださいねとか、例えば朝食をちゃんと食べさせて学校に来てくださいねとか、そういう簡単な指導で結構ですので、きちつと推進していただければ良かったですら学力もおのずと上がってくるのではないかなと、そのように考えます。これからの取組について、教育長何かあれば教えていただけますか。

○議長（益田吉博） 堀内教育長。

○教育長（堀内伸起） 一番養田議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほどから部長の方から課題の部分、また調査等で明らかになりました部分をお話し申し上げたのですけれども、今そうした結果を踏まえながら、今現在これから取り組んでいかなければならないポイントは、一つは学力調査の分析をしつかり見ていくことだと思っております。現在、全国学力・学習状況調査の結果とそれから付属で行いました市独自の、これは東京書籍という会社なんですけれども、その調査結果の分析を学力向上推進委員会の中で進めていただいているところです。それと併せて学校側からは教員の指導力を高めていく、子供たちにとって分かりやすい授業はいつも追求しなければならぬということで、今度はモデル校を指定して推進をしようということも二十六年から始めました。二十七年度もそういうような形で更に進めたいと思っております。それから先ほどから申し上げました教育施策の立案もこの向上委員会で見解をもらいながら具体的なものに進めてまいりたいと思っております。

二つを今ポイントに置いております。一つは家庭、各学校とも家庭学習の手引きとかそういった部分の作成をして、もう既に出してもらっている学校もあるのでありますが、全ての学校で家庭との連携をもっと十分取ってこういうような部分に力を入れたいというように思っています。

それから教育委員会の方では、今原案を作成しているのですけれども、この調査結果の中からどういった点がいえるのか、家庭とそして学校とそして教育委員会、地域が一緒になって子供たちの学力の向上をしなければならぬというのが分かるような冊子を作成しているところです。できれば、この全国学力・学習状況調査の結果の部分のアンケート調査とクロスをしたものを出してまいりたいというように思っています。

それからもう一つは、今回予算化するというお話を申し上げましたけれども、例えば読書の習慣というのをもうちょっと付けていきたいということで、図書館との共同で、もう既に進めていただいている学校もあるわけですから、読書の習慣を付けるための方策を考えていきたいということです。これも今、プロジェクトを立てて検討をしているところです。具体的には新聞を読まないとか本を読まないという共通した部分がございますので、例えば各学校に今まで子供新聞というのがありましたけれども、そういった部分ももう一度市でもって配布してみたらどうかとか、こういうような検討をしていただいているところです。

以上、いろんな方法を使いながら子供たちに将来を自分でしっかりと選択をしていけるような力を付けていきたいというように思っています。

以上、答弁とさせていただきます。（「一番」の声あり）

○議長（益田吉博） 養田全康議員。

○一番（養田全康） 教育長、おっしゃられたように読書、また新聞を読まない、すぐく学力に影響するようなことであります。

この調査のデータを基に、しっかりとお金が掛かっていいデータ、中身を見せていただきましたけれども、すのすごくいいデータ取りをされていると思いますので、このデータを基に子供たちのために力を入れていただきたいとお願い申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（益田吉博） 以上で一番養田全康議員の質問を終わります。

大谷議員、一時間ほど掛かりますね、（笑声）十五分だけトイレ休憩します。

午後一時五十分休憩に入る

午後二時四分再開

○議長（益田吉博） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

この際、申し上げます。議員各位の質問並びに理事者側の答弁は明瞭、的確をお願いいたします。

一般質問を続けます。

十二番、大谷龍雄議員の質問を許します。十二番大谷龍雄議員。

〔十二番 大谷龍雄質問席へ〕

○十二番（大谷龍雄） それでは議長の発言許可をいただきまして、通告順に基づきまして一般質問をさせていただきます。

まず一番、志布志市のごみ処理事業を参考にした効率的なごみ処理の推進について。

（一）ごみの分別の一層の推進について。（二）ごみの資源化とごみの減量化について。（一）、（二）を一括して質問をいたします。

御存じのように、現在のみどり園の協定期限は平成二十六年となっておりますので、この間市長及び市議会議員、その他関係者におきまし

ては、協定書の延長のお願い等々に努力していただいたわけですが、やはり協定書厳守ということでありました。

また、五條市内にごみ処理場を建設する用地も確保できておりませんでしたので、市民の皆さん方のごみ回収をストップすることはできない、処理は継続しなければならないというところから、御所・田原本町の皆さん方がやっておりました広域の方に加入させていただいたわけでもあります。このことによりまして、ごみの収集処理は続けられる見通しは立ったわけでありますが、しかしこれからの建設費におきまして、ごみの焼却費、処理費におきまして、ごみの量によって計算されますので、この間古紙等の無料収集、また無料持ち込み、そして生ごみの自家処理に対するコンポストの助成等々、いろいろ努力していただいておりますけれども、これを更に進めるとともに、市民の皆さん方から持ち込まれる中継所の確保に全力を挙げなければなりません。

また、中継所の規模は持ち込みのごみの量にも関係しますので、大変先を見た計画に基づいた中継所の確保をしなければならないという、そういう課題を抱えた五條市であるわけですが、何とかこの五條市の課題に参考になる自治体の処理場はないものかということで、十一月十一日、十二日と、厚生建設常任委員の皆さん全員で鹿児島県の志布志市へ研修に参加してまいりました。この志布志市のごみ処理場の処理の内容をポイントだけ申し上げますと、まず、ごみ焼却をせずにどうしても処理しなければならないごみは、いわゆる埋立てをしているということです。

そして、もう一つの特徴は、ごみを市民の皆さん方の協力で可能な限り分別をして、そして資源化、リサイクル化しているということで、分別の種類は当初二十七品目でしたけれども、現在合理化されて二十四品目になっているところがあります。この中には、生ごみを分別して、そして刈り草やせん定枝等々の粉碎と混ぜてたい肥化しているという内容です。

もう一つの特徴は、こういう処理方法によって処理費用が市民一人当たり、八千七十一円という半分以下に抑えることができるということです。全国平均は一人当たり一万六千三百円ですが、志布志市は一人当たり、八千七十一円という半分以下に抑えることができるということです。

また、もう一つの特徴は、こういった徹底した分別を行い、資源化、リサイクル化をするためには、市民の皆様方の理解と協力なしにはできないわけですが、そのことを市民の皆様方に分かっていたために、いわゆる一般の自治会とは別に衛生自治会というものを別に結成して、そして、その中で市民の皆様方の意見を吸い上げて、その解決のために市民の皆さん方とともに検討し、話し合いをするという、こういう一般の自治会とは別に衛生自治会を作って進めているという状況でございます。

こういった志布志市のごみ処理方式をすぐに五條市がまねはできませんけれども、しかし先ほど申し上げました五條市の抱えるごみの資源

化、リサイクル化、その結果燃やすごみを減らす、そして市民の皆さん方の持ち込まれる中継所を確保するというこの点に、参考ができる点が幾つかあるのではないかなというふうに思います。まず参考に行ける点はですね、やはり市民の皆様方の御理解と御協力で、このごみの分別を更にもう少し正確に効率的に分けるということができないかなというふうに思います。

もう一つは、今みどり園に持ち込まれる、持ち込みのごみは、この間ちよつと聞かせていただきますと、以前よりも増えているという状況にあります。したがって、この持ち込みのごみを減らさなければ今の持ち込みのごみの量からいいますと、かなり現在のみどり園の敷地内にあるごみの分別、そしてリサイクル、資源化の施設が今と同じくらいの規模のものがいるということになってきますので、どうしてもこの持ち込みのごみを減らさなければならないのではないかなというふうに思います。

ちなみに持ち込みのごみの要因にはいろいろありますけれども、その一つにはですね、自治会に加入しておらないために、自治会のごみの集積所にごみを出すことができないという方もかなりおられるというふうに言われております。したがって、この解決にちよつと具体的な検討を加えて、効果的な方針を出して、関係者に訴えていくというね、この課題は我が五條市も大変緊急な課題ではないかと思えますね。

そのことの解決に今志布志市の状況を申し上げましたけれども、一般の自治会もありますけれども、それとは別に衛生自治会を作って、話し合い、学習をされて解決しているということですね。だから志布志市と同じように、また別の衛生自治会を作ったらどうかという提案は私は今日の時点ではしませんが、それだけごみ処理に責任ある市役所がそこまで本腰を入れて取り組まなければ、持ち込みごみを減らすことの解決に結び付かないのではないかという、このやはり大変な課題であるということを私は強調させていただきたいと思えます。

だから、五條市においては、今ある自治会のこの形の中で相互の話し合いで真ん中に市役所が入って、自治会に加入しておらない方でもごみを出すのは自治会の場所でもいいですよという合意を得られれば、それはそれでいいわけです。だからごみ処理に関する後の清掃とかいろいろな活動は自治会に入っていない方にも、それはしていただくことになると思いますけれどね、だからいろいろ五條市の実態を、自治体の実態を私たちも勉強して、志布志と同じやり方ではなくても、なんとしても問題は解決しなければならないというふうに思います。

したがって、今提案させていただいたのは、一層効率的なごみの分別と、そして自治会のごみ集積所に出せない方の解決ということに絞った提案、質問をさせていただきましたが、一つ答弁をお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

現在、五條市のごみの分別は、燃えるごみ、缶・金属類、リサイクル類、その他の燃えないごみ、粗大ごみの五分別に加えて、古紙・瓶となっておりす。

本市として、分別の推進につきましては、分別項目を増やすことよりも、現在の分別を一層徹底していただくことで、リサイクル率の向上を図りたいと考えております。

また、ごみの資源化やごみの減量化につきましては、みどり園広報紙などを通じてこれまでも抑制、再利用、再生のいわゆる三R活動を呼び掛けてまいりました。また、施策においては、古紙・瓶の回収、刈草のたい肥化、廃食油のBDF化、生ごみ処理用具購入補助金の交付による生ごみのたい肥化などにより、ごみの減量化とともに、資源化を推進してまいりました。

今後は、みどり園への市外からの持ち込み、産業廃棄物の持ち込みを排除すべく、五條警察署の協力を得て特別点検を実施し、持ち込みごみの適正化によるごみの減量を進めてまいりたいと考えております。

また、先ほど議員が申されました自治会に入られない方の自治会の集積場の利用についても考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） ごみの分別については今の五條市の分別を徹底したいということの答弁であったわけですが、やはりその方法で解決できる見通しがあればいいわけでありませうけれども、二十四品目の分別で市民一人当たりの処理費用が国の半分と、そしてリサイクル率もこの資料を見ますと、全国平均は二〇・四パーセントですけれども、志布志市は七四・九パーセントまでもリサイクルしているというわけですね。リサイクルできているというのは、いわゆる先ほど申し上げましたように、二十四品目に分別しているという、これが基準になっていますから、部長の答弁の方針でうまくいけば、それはそれを選べたらいいですけれども、もう少し細かい資料もお渡ししておりますから、一つ志布志市の分別の内容もよく検討されて、五條市の実態と将来に有効な分別を選ばれるように申し上げておきたいというふうに思います。それでは、（三）の二十年先のごみ処理方針の検討についてということで質問しますけれども、御存じのようにやまと広域環境衛生事務組合のごみ処理場の周辺への皆さん方との協定書は二十年ですね。だから一応は二十年で処理できないということを書いて五條市の二十年先のごみ処理の方針の検討に入らなければならないのではないかと、これよりも先に、先ほど申し上げましたごみの減量化とそして持ち込みごみの減量化、それに関連する取組等々、まず優先して解決しなければならない課題もあります。それをやりつつ五條市の二十年先のごみ処

理はどうするかという検討が必要ではないかなと。ごみの改革はそう簡単に三年や五年ではできませんからね。私は一つの検討目標としては、目標に置くべきは全国で一番リサイクル率が高い、市民一人当たりの処理費が一番安いという志布志市の、いわゆるごみはもう燃やさない、燃やす上においては過去の五條市のごみ焼却場の建設費、現在のやまと広域環境衛生組合のごみ処理場の建設費、約九十一億円、それだけでね、ほか関連はまだありますから、ごみ処理施設の建設費も高くつく、そして建設された後の焼却施設の運転も一般の職員さんではないから、今現在五條市もみどり園は関連会社の職員さんを派遣してもらっていますね。それとごみを焼却する上における費用、ごみ処理場の修理費等々を考えると、建設費もかなり要りますし、建設後の維持費、管理費等々もかなり掛かりますから、ごみを燃やさない以外の方法でごみの二十年先の五條市のごみ処理を検討していくべきではないかなというふうに提案させていただきたいと思いますが、この件について、答弁をいただきたいと思います。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

やまと広域環境衛生事務組合の操業年限は二十年と定められておりますので、本市の今後の人口動態等も含め、当該事業については、全国の先進事例も参考にビジョンを研究してまいりたいと考えております。

また、テクノロジーの進歩とともに、来るべき低炭素社会に備え、市民生活により密着した課題を検証し、二十年先のごみ処理について模索してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） はい、視野を広げてよく研究、検討していただきたいと思います。

それでは大きな二番、ダムの緊急放流に関する市民と公共施設の水害防止対策について。

（一）周辺及び上流ダムの緊急放流防止対策の関係団体への要請について質問を行います。御存じのように、吉野川、またその支流等々が増水して、市民の皆さん、公共施設が水害に遭うということは過去度々起こっております。吉野川とか丹生川、その他の河川が増水する原因には私は大きく分けて予想以上の豪雨に係る増水と、いわゆる上流ダムの緊急放流に関する増水と、もう一つは豪雨とダムの緊急放流に関する両方の原因による増水、大きく分けて三つあるのではないかというふうに思います。

平成二十三年の台風十二号によるあの熊野川の関連の被害、吉野川の関連の被害、また丹生川の関連の被害等々の主要原因は、私はやっぱり豪雨であつたと思います。しかし同時に、猿谷ダムの緊急放流等々も関係していたのではないかと、思うに思っています。例えば、根拠を明らかにしておきますと、平成二十三年の台風十二号のときの九月二日の十三時四十分、猿谷ダムは八〇〇トン放流しています。明くる日の九月三日の二十二時十七分には八〇〇トンプラス一、〇〇〇トン、合計一、八〇〇トン放流しているわけです。だから猿谷ダム下流の熊野川の増水を私は豪雨と猿谷ダムの緊急放流と、これは二つ重なったものだというふうに判断しております。したがって、猿谷ダムは明くる年の平成二十四年九月より気象情報をよく捉えて大雨がくるというときには早い目にダムのゲートを開けて緊急放流をしなくてもいい試行運転を開始しています。それに関連して風屋ダムも池原ダムも大雨前のダムのゲートを開けておくという操作を開始しておるわけです。しかしまだ五條市の周辺及び上流ダムでこういう大雨前のダムの緊急放流防止の対策をとられていないダムがあると思うのです。それは確か津風呂ダムもそうだと思います。大滝の上流の大迫ダムもそうだと思いますし、小さいですけれども一の木ダム、黒淵ダム等々はまだではないかと思うのですけれども、豪雨をなくすためには世界中の専門家、科学者が言っておりますように、地球温暖化を無くすために日本と世界の全ての国が丸とならなければならぬわけですが、このダムの緊急放流を無くすことはそんな大きな課題ではないわけですね。ダム設置者に交渉すべきだというふうに思いますし、それで解決できていくわけでありますので、したがって、こういう大雨前のダムのゲートの事前の放流のこういう対策をとれていないダムの設置者に緊急放流防止対策を求めていくべきではないかと思えますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

五條市と関わりの深い紀ノ川水系であります大迫ダム、そして津風呂ダムにつきましては、今御指摘のように洪水調整が行われていないというのが現状であります。この平成二十五年三月に完成しました大滝ダムがその役割を担っているところでございます。

また、近年の異常気象のため、やむを得ず緊急放流を行う際には、ダム管理者から事前に情報の提供をいただくように常に連携をとっているところではあります。緊急放流によって下流地域の人命に対する被害や水害が起きないためにも、議員には九月議会でも一般質問いただいたことがございます。そのときに答弁させていただきましたが、ダム管理者である近畿農政局南近畿土地改良調査管理事務所に洪水調整機能要望したところであります。

ダム管理者としては、ダムの構造、ダム設置目的以外の利用に関しては課題も多いとのことでした。しかしその部分に対しては農水省全体としてのダムの取扱方針にも関わり難しい問題ではありますとのことではございましたが、当市といたしましては、人命第一の観点からも、引き続き要望をしてまいりたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）はい、その方向で頑張っていたきたいと思います。

今日質問させていただいた重要性を強調しておきますと、一つは、大滝は洪水調整ダムというように答弁されておりますけれども、その上流の大迫は調整できていないのですね。ということは、なんぼ下流の大滝ダムがたっくさんの水を抱えられるということであっても、大迫ダムが緊急放流した場合の流れる水の量というのはばくちです。大きな大滝ダムもそんなことをされても堪えませんというもんじやないのです。大滝ダムの放流も、この間の大雨のとき、台風の時はいつもサイレンが鳴って、これから大滝が放流しますよと、放流していますからね。普通の放流であっても上流の大迫が緊急放流されたら大滝も緊急放流しなければならぬ場合もありますから、その辺はきっちり捉えて、大迫ダムは洪水ダムではありませんけれども、人命第一の対応を厳しく要請していくべきだと。特に大迫のことで強調したいのは、昭和五十七年八月一日の台風十号のときに、五條市は雨が降ってなかったのですよ。ところが大台・大峰山系に大雨が降ったために大迫ダムにもすごい水が流れ込んだために、大迫ダムのえん堤の上から水が越しましたからね。それを続けておりますと、えん堤が倒れる場合があります。だから下市から職員が行ってかなり遅い時間で大迫のダムのゲートを一遍に開けたから、吉野川に一〇メートルくらいの水の柱で水が流れてきたのです。そのために死者七名、行方不明者数名が出ているわけです。大迫はこれだけの犠牲を出しても、まだ大雨のときの緊急放流対策をとっていないというのはものすごく無責任です。だから大迫にはきっちりこのこと、過去の被害の責任も明らかにして要請していくべきだというふうに思います。

同時に、緊急放流する場合は、事前に下流の自治体に連絡がもらえるようになっていくという答弁がありましたけれども、事前にもらっても対応できる、対策が急にとれる場合ととれない場合がありますね。そして人間の住む人家とか重要な公共施設は一瞬つかっても、もう当面は使えなくなるわけです。特に我が五條市は上野公園というものがありますから、去年もその前も平成二十三年の台風十二号のときもつかって、プールがすぐに使えない状況にずっとなってきたわけです。その状況の上野公園を抱えているわけですからね。そしてこの間皆さん方の

議論がかなり大議論になりました総合体育館も高さは四メートル以上の高いところで建設するということに落札業者が決まればそうなります。しかしそれでも吉野川の増水を何としても減らしていくというこの対策を五條市は一瞬たりとも忘れてはならないというふうに思うのです。したがって、上流ダム、周辺のダムの緊急放流対策については、実現するまで本腰を入れて取り組まれるように申し上げておきたいと思っています。

それから次、ダムにたまった土砂の堆積問題についてということに移りますが、この間の十月二十五日の一般新聞に国の会計検査院の検査員が全国二十三道県に所在する百六箇所での堆積土砂を調査しています。その中で、奈良県では大滝ダムが、予想以上に土砂が堆積していることが発表されています。大滝ダムといったら、完成してまだ三年か四年しかたっていないのですね。それでももう基準以上の土砂が堆積しているということは国の会計検査院が発表したわけです。ということは、上流の大迫ダムの放流も関係しますし、同時に大迫ダムの上流のいわゆる原始林の伐採とかいろいろ山の手入れ等々も関係して大雨が降れば大迫ダム上流の原始林の水分を吸収する保水力が下がっておりまして、どうしても土砂が大迫ダムに流れ込んでいくということもあり、軽い砂は大迫からまた大滝ダムに放出されるということにもなっております。だからこの辺は大滝のダムの貯水量が減ったらそれだけ緊急放流しなければならぬ状況に近づいていくわけです。から、この辺の目配り、大滝ダム管理者への要請というものは、これも大変重要ではないかと思えますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

土砂の堆積問題でございます。ダムの貯水容量の結果的には減少、また治水、利水機能の低下や洪水時における土砂が下流に流れ、洪水は氾濫の助長となるなど様々な災害を引き起こすこととなります。

ダムを計画する場合、百年間に堆積すると予想される量の堆積容量を確保することになっておりますが、今大谷議員のお話にありましたように、この十月二十五日の奈良新聞に掲載されてました記事では、会計検査院の調べで全国の五百箇所のダムのうち、約二百箇所のダムを調査したところ、百六箇所のダムが河川に流れ込む斜面上部に土砂が堆積しているという状況であると判明したという記事がございました。その中に大滝ダムも含まれているということです。

そういう状況ではございますが、五條市に係のある洪水調整機能のない大迫ダムについては、堆積土砂対策として、大滝ダムの白屋地区

の地滑り対策事業に堆積土砂を利用し対応したとのことであります。

また、第二十津川・紀の川農業水利事業で堆積土砂撤去作業を行い、川上村の谷に埋めて対応したということ聞いております。

一方、洪水調整機能を持つ大滝ダム、また先ほどお話がありましたように、猿谷ダムのように二十四年九月から試行運用をしているというダムの管理者でございます国土交通省の近畿地方整備局紀の川ダム統合管理事務所としては、まず猿谷ダムにつきましては、二十五年度に四、〇〇〇立米の土砂を撤去したというのを聞いております。また来年度に堆積土砂検討業務の予算化を行い対応していくというふうに聞いております。

市といたしましても、ダム管理者にこの重要性がありますので、ダム管理者と連携を密にするとともに、やはり治水等の機能低下を招かないように国等に適切な堆積土砂撤去を求めて、要望してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）既に堆積土砂を取り除いたというダムはいいわけですけれども、大滝ダムは十月二十五日発表されていますから、既に取り除いてあったらこういう検査結果にはならないという思うわけですけれども、一つ大滝ダムを始め上流周辺のダムの調査を関係団体にしてもらって、まだ土砂の除去、取り除きをしていないところは、やはり必ず取り除かれるように目配りを進めていただきたいということをおきたいと思えます。

それでは次、大きな三番、アメリカ軍と自衛隊の北富士演習場での演習実態の危険性から見た陸上自衛隊誘致の見直しについて。

（一）アメリカ軍と自衛隊の四大演習についてというところで質問に入ります。この間、平成二十三年の台風十二号の被害で大塔町の山が崩れて道路が通行できないという状況があちこちに生れまして、陸上自衛隊の皆さんに来てもらってそれを解決できたという、そういうことがありますので、この間、奈良県と五條市は陸上自衛隊の誘致という方針で動いておられるわけでありますけれども、私はこの間、自衛隊の大塔町災害で果たした役割は誰の目にも明らかでありますから、それはそれとしていいわけですが、いわゆる誘致すれば陸上自衛隊に対する政府防衛省からの任務はくつってきますから、だから災害救援のプラス面はあっても、現在の政府防衛省の下での、またアメリカ軍と下の方針で、自衛隊の負わされている任務は大変危険性もあるんだということで、その危険性を明らかにさせていただいてまいりましたけれども、今日は、北富士演習場での実際の演習の実態を一部明らかにしまして、自衛隊誘致をすればこういう危険性がくついついてくるんだ

と、だから誘致の見直しを求めさせてもらいたいというふうに思います。

御存じのように、我が日本国の憲法は九条で戦争を放棄しております。そして武力による威嚇はしない、また武力の行使は国際紛争を解決する手段としては放棄するんだと、日本以外、世界の国々で紛争があっても、自衛隊を派遣するということとはもうしないんだということを日本国憲法は明記しているわけですね。そして自衛隊法第三条は、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛するということが任務となっていてまして、日本から自衛隊が外の国に出て行くと、武器を持って出て行くということは書いていないわけです。しかし、現在数十年前に締結された日米安保条約は第五条でアメリカ軍と自衛隊が共同で作戦することにならされているわけです。また第六条ではアメリカ軍へのアメリカ軍の基地を日本の国内で提供しなければならないようになっております。そして現在日本にはアメリカ軍の基地が百三十三箇所あるわけですね。アメリカ軍の日本国内の隊員数は五万五千五百五十九人というになります。この日米安保条約に基づきまして、この間平成十三年十一月にはアメリカによるアフガニスタン報復戦争に政府防衛省の命令に基づいて自衛隊は非戦闘地域へ派兵させられました。また同時に平成十五年にはアメリカはイラクが大量破壊兵器を持っているという口実でイラク侵略戦争を開始しましたけれども、開始したときにはまだ国連の大量破壊兵器調査団もまだイラクで調査中でして、アメリカ自身が派遣した大量破壊兵器の調査団もまだイラクで調査中であったのにもかかわらず、アメリカの政府軍部は大量破壊兵器があるという根拠のない口実でイラク侵略戦争を開始したわけです。この戦争に日本の政府はいいか悪いかの検討をされたのかどうかは知りませんが、日本政府の命令と防衛省の命令で自衛隊はイラクの非戦闘地域へ後方支援として派遣されたわけです。こういう中で、例えば後方支援であっても、帰ってからイラクでは二十八人、アフガニスタンでは十二人が自殺をしております。こういう経過から見れば、日本とアメリカ軍の日米安保条約は日本の平和を守るためにあるという、このこととか、日本と世界の戦争を抑止するためにあるんだということは、私は言えないと思います。既に根拠のない大義名分のないアフガニスタン報復戦争とイラク侵略戦争をやっているわけですからね。そういうこの間の経過があるわけです。そしたら現在も、アメリカ軍の方針に基づいて自衛隊は協力させられて、一緒になった共同作戦を全国で展開しております。その演習場としては日本で最大の演習場と言われている北富士の演習場ではどのようなことが行われているかといいますと、その一つは、四〇キロメートル先を攻撃する新型一五五ミリ榴弾砲M七七七Aに実弾砲撃訓練、もう一つはオスプレイで釣り上げ可能となった銃弾砲空輸の低空飛行訓練、もう一つは戦車の厚い鉄板を貫通する劣化ウラン模擬弾の発射訓練、もう一つは海外で相手の国の兵隊を殺傷するための自衛隊員を作るため、レーザー光線銃でのFTC訓練等が行われているということです。

そして、北富士演習場はその近辺の陸上自衛隊の皆さん方が訓練、演習しているのではないのです。日本国中にあるアメリカ軍と自衛隊の

皆さん方が特別の演習をする場合は、この北富士演習場で演習しているところですよ。

この間イラク復興支援ということで、平成十三年、十五年、十六年、十七年、十八年と日本の自衛隊が政府防衛省の命令でイラクへ派遣されましたけれども、一番新しい平成十八年のイラク復興支援と北富士演習場の関係を二つほど明らかにしておきますと、平成十八年の二月にイラク復興支援として第九次東部第一師団、東京練馬区の師団ですけれども、この師団がイラク復興支援に派遣される前には二月の二十七日から三月の三日に当たって五日間、参加隊員六百人が北富士演習場でFTC訓練、先ほど申し上げましたように海外で相手国の隊員を殺傷できるレーザー光線銃でのFTC訓練をしてからイラク復興支援に行っておるわけです。復興支援なのにそういう訓練が必要なのかということですね。

もう一つ言いますと、平成十八年五月、第十次東部第十二師団、名前は言いませんけれども、分長一等陸佐ほか五百五十名がイラク復興支援に行く前に五月二十四日から五月二十八日の四日間に東部師団六百人が東富士演習場でFTC訓練を受けてからイラク復興支援に行っております。復興支援に行くのにこんな訓練が必要かということですが、これが実態なのです。だからやはり私は五條市にも陸上自衛隊が誘致されれば災害救援で頑張ってくれることもあるけれども、今申し上げました日米安保条約に基づくアメリカ軍の戦略に自衛隊が協力してその下で行われているこういう訓練もひつついてくるのだということをお願いいたします。

したがって、やはり災害救助に当たってはこの間も申し上げましたように、現在ある消防団、そして消防署の職員を減らさないで、広域消防署は減らす計画ですけれども、これを減らさないで消防職員の皆さん方にはコンボ等の重機も持ってもらいと、そして本会議で初めて言いますけれども、皆さん御存じのように、平成二十三年台風十二号の大塔の災害復旧工事やら野迫川の復旧工事の状況がテレビで映りましたけれども、こういう急傾斜地でのブルドーザーやコンボの運転手は乗っていないのですよ。コンピューター制御です。だから大手建設業者はそういう機能の高いコンピューターで制御のできるブルドーザーやコンボを持っているわけですね。だからこれから大きな災害、救援にはやはり政府の責任で、日本の大手建設業者にもその責任を果たしてもらおうという方向を災害を経験した我々の方から求めていくべきではないかと思っています。

先ほどちょっと忘れましたけれども、五條市の建設業者の皆さん方への災害救援時におけるお願いということも含めてですけれども、それの方が効果的だと、したがって、今申し上げました危険性から言えば、陸上自衛隊の誘致は見直すべきだということについて答弁をお願いいたします。

答弁の中で、五條市内の建設業者の皆さん方において災害救援の援助の協定の締結がされたと聞いておりますので、その協定の締結内容も併せて答弁していただきたいと思います。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

アメリカ軍と自衛隊の四大演習についてであります。市といたしましては、訓練が実施されていることは承知しておりますが、いずれの訓練につきましても、十分な安全が確保されて実施されているものと認識しております。

日米安全保障条約に基づく、アメリカ軍と自衛隊の共同訓練実施こそ、我が国への他国からの侵略に対する大きな抑止力になっていると確信しております。

また、市は南海トラフ巨大地震等の大規模災害に対する自衛隊の展開基盤の設置を県と連携して要望しており、県は自衛隊の展開基盤の設置が決定すれば、県の防災拠点を併設するとしております。

将来的には、陸上自衛隊駐屯地の誘致を目指すものでありますが、大規模災害に対応する自衛隊の展開基盤と自衛隊の駐屯地の設置が、他国からの攻撃の対象とはならないというふうに考えております。

また、市といたしましては、市はもちろんですが、奈良県南部、また紀伊半島全域の大規模災害の観点及び市の活性化から考えても、陸上自衛隊駐屯地の誘致を進めてまいりたいというふうに考えております。

また、併せて御質問の、一般社団法人奈良県五條建設業協会との協定の締結についてでございます。

市では、災害が発生した場合に市民生活の早期安定が図れるように各種団体と災害時の協定を締結しております。

今回の、今質問いただきました「一般社団法人奈良県五條建設業協会とは十月十五日に災害発生時の応援態勢の確立に向けて「災害時における応急復旧等対策業務に関する協定」を締結させていただきました。この協定は、地震、風水害その他の災害が発生した場合に、五條市と一般社団法人奈良県五條建設業協会が協力して、五條市が所管する施設を始め民間施設の災害状況の調査及び把握・応急復旧等を迅速かつ的確に対応するために必要な事項を定めたものとなっております。

具体的に申し上げますと、一として、被災した所管施設等の被害状況等の情報収集及び報告並びに応急対応に必要な資機材等の確保。二つ目に緊急対応に必要な建設機械及び資材の速やかな提供。三つ目に被災した所管施設等の応急復旧工事。四つ目にその他必要と認める応急復

旧対策業務となっております。この協定によりまして、多くの作業員やまた建設資機材の提供を受けることが可能となったわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今答弁にもありましたけれども、アメリカ軍と自衛隊の演習は安全性を持つてやってもらうということでしたけれども、七月一日に閣議決定された集団的自衛権の行使をする上において、来年頃からまた国会で関係法律が出てくると思いますけれども、こういう法律が可決されて現在イラクの国内でアメリカはイスラム国を武力攻撃しておりますけれども、こういったアメリカの攻撃に日本の自衛隊が戦闘地域に派遣されるということになれば、イスラム国から日本の国内の米軍基地、自衛隊基地を攻撃される場合もありますよ。もっと軽いことと言えば、イスラム国が宣言しているように、アメリカのイラクにおけるイスラム国攻撃に関係する国の国民を捕らえて殺害せよという、この方針を出しているわけですからね。日本の国内で米軍と自衛隊の演習を安全な形でやるということには、それで事は収まりませんよ。自衛隊が海外に派兵されたらね。もう複雑多岐にわたる戦争に巻き込まれてすぐには抜け出すことのできないような状況になっていくわけですから、その辺の先のことも考えて自衛隊誘致を見直す必要があるのではないかなということをお願いしたいと思います。

それと、五條建設業協会の皆さん方に協力いただいて締結された協定書ですが、一つ本当に危険な仕事を伴いますので、安全対策もやはり常に追求して、支援といえども業者の皆さん方に救援に参加してもらえば費用も掛かるわけですから、その辺妥当な費用の補償等々も一つさせていただく責任があるのではないかというふうに申し上げておきたいと思えます。

次にいきます。

最後、オスプレイの日本全土での訓練実施についてでございます。

先ほど申し上げましたように、日米安保条約によりましてアメリカの軍事基地を認めアメリカ軍と自衛隊の共同作戦を認めておりますので、アメリカとアメリカの海兵隊は去年、一昨年、二〇一二年六月にMV-22、つまりオスプレイの普天間飛行場配備及び日本での運用に関する環境レビュー最終版というのを出したわけですね。この最終版の内容は、日本国内にあるアメリカ軍の基地、自衛隊基地でオスプレイの訓練をやるということです。これに応じて現在の政府は民間の佐賀空港にも二〇一九年、五年くらい先になりますが、十七機の自衛隊オスプレイを配備する方針を出しているわけです。こういう方針の下でも既に五條の近くの和歌山には十月十九日にオスプレイを交えての災害訓練という名目での内容は、アメリカ軍、自衛隊の共同訓練が行われております。

内容を申し上げておきますと、訓練には和歌山県内外から百十八機関、約六千四百人参加、陸、海、空の自衛隊約一千五百人に加え、海上自衛隊の護衛艦いせも同県串本町沖に展開し、オスプレイや防災ヘリコプターの洋上拠点となったということです。口実は災害訓練だけれどもね。護衛艦いせまでも参加した陸軍、海軍、空軍の日本の自衛隊も参加した、これは防災だけの訓練といえるかどうかということですね。とても言えないのではないかと。

奈良県知事も陸上自衛隊の駐屯地誘致とともに大型のヘリポートの誘致も言われておりますけれども、やはり緊急時には防災ヘリもドクターヘリも使いますけれども、目的は五トンくらいあるオスプレイの訓練場にもできることにもなっていくということですね。

和歌山で訓練をしたときには、オスプレイを離着陸してもらった場所は奇麗に草を刈って整理されておったわけです。ところがその訓練の後を見たら、オスプレイが離着陸した後は刈っているのに残りの草が丸焦げになっていたというくらいものすごい騒音と熱風と同時に激しい風圧、そういう危険性も伴うのがオスプレイだと。これを日本全国に展開して訓練するんだという方針であるわけですね。こんなことが防災の訓練に必要かどうかですね。だからやはり口実と本当の目的は我々市民、国民は根拠をつかんで見抜いて、我々の五條と日本を守るために努力しなければならぬ、そのことによって世界平和に貢献していくという、このことが大事であるというふうに思いますけれども、一つこのオスプレイについての質問ですけれども、答弁は難しいと思いますけれども、やはりこれも災害口実であって結局アメリカの戦争戦略の一環としてオスプレイの訓練が行われると。奈良県に五條に大型ヘリポートができれば、このオスプレイの訓練場にもなり、五條市民及び周辺の皆さん方には危険性も広がるということで、私はオスプレイの訓練については五條・奈良県・政府を挙げて中止を求めていくべきだということに思いますけれども、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（益田吉博） 櫻井危機管理監。

○危機管理監（櫻井敬三） 十二番大谷議員の御質問にお答えを申し上げます。

オスプレイの日本全土での訓練実施についてであります。沖縄での訓練負担の軽減を図る処置のほか、本土での日米共同訓練や各地の防災訓練への参加と認識しております。

オスプレイは、自衛隊が配備しているCH-47型ヘリコプターと比較して、飛行速度と行動範囲が約二倍と優れており、我が国の防衛上の観点から必要であると国は考えておると認識しております。

自衛隊は、オスプレイの安全性を確認して、今年度からの中期防衛力整備計画で、議員御指摘のように十七機を導入するという計画である

というふうに聞いております。

そういうことで、いろいろ過去の事故というのもございますが、改良もされ危険性についてはその検証をすることというふうに思われます。

また、オスプレイと市が要望しております大規模災害の観点からの陸上自衛隊駐屯地の誘致ということに関しまして、これを想定してというのは決してございませんので、そこは御理解いただきたいなというふうに考えます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 最後、これで終わります。

今いろいろと私が根拠を示して質問してきましたけれども、アメリカ軍の戦略に日本の自衛隊が食い込まれていって、口実とは違う方向に引っ張られているということが言えると思うのです。その一番の証明と根拠は沖縄の知事選挙と違いますか。沖縄は戦後一番初めにアメリカ軍の軍事基地が設置されたところで、アメリカ軍と自衛隊のやることが本当に何なのかということが一番体で体験してきたと思うのですね。沖縄の人は。しかし戦後長年の間に、アメリカ軍に食い込まれた自衛隊の作戦は沖縄のためではないと、日本のためでもない、だからもう沖縄には米軍基地は要らないという意思表示がこの間の沖縄の知事選挙にあらわれたのではないのでしょうか。

だから、やはり五條市はまだ陸上自衛隊の駐屯地はありません。オスプレイもまだきていませんけれども、既に体験してきた沖縄の皆さん方の判断から学ぶべきではないかなということを最後に強調させていただきました。質問を終わります。

どうも御苦労さんでございました。

○議長（益田吉博） 以上で十二番大谷龍雄議員の質問を終わります。

トイレ休憩のため三時三十五分まで休憩いたします。

午後三時十六分休憩に入る

午後三時三十四分再開

○議長（益田吉博） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は定足数に達しておりますので、会議が成立いたします。

日程第二、報第十九号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）報第十九号、専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十六年五條市一般会計補正予算（第四号））。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。青山理事。

〔理事 青山智博登壇〕

○理事（青山智博）ただいま上程いただきました報第十九号、専決処分の報告、承認を求めることについて（平成二十六年五條市一般会計補正予算（第四号））につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

本案は、先の衆議院解散を受け、第四十七回衆議院議員総選挙の執行日程が決定したことにより、当該選挙の執行に要する予算を追加するものでございまして、候補者用ポスター掲示板の作成や選挙人名簿の調製等の準備行為について、特に緊急を要したため、地方自治法第七十九条第一項の規定により、解散の日と同日付けをもって専決処分としたため、同条第三項の規定に基づき、その旨を議会に報告し、併せて承認を求めるものでございます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十六年五條市一般会計補正予算書（第四号）の一ページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、一般会計の歳入歳出予算にそれぞれ二千五百八十三万七千円を追加するもので、これによる現計予算額は、歳入歳出ともに百八十七億五千七万五千円となるとところでございます。

続きまして、歳出予算について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、四ページを御覧いただきたいと存じます。

まず、補正の額でございますが、二款総務費、四項選挙費、六目衆議院議員総選挙費といたしまして、一節報酬の二百九十一万円を始め、合計で二千五百八十三万七千円を計上いたしております。

次に、補正の内容でございますが、投票票に係る管理者、立会人の報酬を始め、選挙事務に従事いたします職員手当並びに候補者用ポスター掲示板の製作並びに取り付け、撤去に係る委託料などとなっております。

なお、当該経費の全額を県委託金として見込んでおります。

歳出は、以上でございます。

続きまして、歳入予算について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、三ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の欄を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十五款県支出金において二千五百八十三万七千円を追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。以上、御報告申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認されました。

○議長（益田吉博）次に日程第三、議第五十二号から議第五十四号までを一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五十二号、五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

議第五十三号、五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

議第五十四号、五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口幸雄登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口幸雄）ただいま上程いただきました議第五十二号、五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定、議第五十三号、五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定、並びに議第五十四号、五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

上程させていただきました三条例は、平成二十四年八月に質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実を図るための子ども・子育て関連三法が成立し、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されたことに伴い、施設等の認可や運営の基準を市が条例で定めることとされたことから制定を提案するものであります。

また、条例の内容につきましては、国が示す基準を基に作成することとされています。

お恐れ入りますが、まず、お手元の議案書三ページ、五條市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例についてを御覧いただきますと存じます。

まず、家庭的保育事業等について御説明を申し上げます。

当事業は児童福祉法の改正により、現在の認可外保育所を市町村認可の保育所として認可し、新制度の中で運営しようとするものであります。

この条例の制定につきましては、その認可基準を厚生労働省令の基準を基に定めるものとなっております。

議案書四ページを御覧いただきたいと思います。

本条例は、第一章から第六章まで、第一条から第五十条までの本則と、第一条から第五条までの附則で構成されています。

主な内容につきましては、章の概略で御説明申し上げます。

第一章は、総則となっており、条例の趣旨、基準の目的、及び全事業に関して共通する一般原則、職員の一般的要件、幼児を平等に扱う原則、虐待等の禁止、食事、秘密保持などの基準を定めております。

第二章は、家庭的保育事業に関しまして、設備、職員、保育時間、保育内容などの基準を定めております。

第三章は、小規模保育事業の種類をA型、B型、C型と定め、小規模保育事業の各型に關しまして、設備、職員、保育時間、保育内容などの基準を定めております。

第四章は、居宅訪問型保育事業に關しまして、事業の目的、設備、職員、保育時間、保育内容などの基準を定めております。

第五章は、事業所内保育事業に關しまして、利用定員、設備、職員、保育時間、保育内容などの基準を定めております。

第六章は、雑則として、暴力団排除の項目、委任の項目を定めております。

なお、附則で施行期日及び経過措置について定めております。

次に、恐れ入りますが、三十二ページを御覧いただきたいと思います。

議第五十三号、五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に關する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

子ども・子育て法により、就学前教育・保育施設が給付の対象となったことから、各施設が給付対象施設に該當するか確認を行う必要が生じ、市町村が確認を行うこととされました。

この条例の制定につきましては、その確認基準を内閣府令の基準により定めるものとなっています。

それでは、三十三ページから御覧いただきたいと思います。

本条例は、第一章から第四章まで、第一条から第五十四条までの本則と、第一条から第五条までの附則で構成されています。

主な内容につきましては、章の概略で御説明申し上げます。

第一章は、総則となっており、条例の趣旨、用語の定義、事業者の一般原則を定めております。

第二章は、保育所などの特定教育・保育施設の利用定員を定め、提供拒否の禁止、受給認定の確認、利用者負担額の受領、相談及び援助、運営規程、重要事項の揭示、子供を平等に扱う原則、虐待等の禁止、秘密保持など運営に關する基準を定めております。

第三章では、第二章と同様に、特定地域型保育事業者の利用定員や運営に關する基準を定めております。

第四章では、雑則として、暴力団排除の項目、委任の項目を定めております。

なお、附則で施行期日及び経過措置について定めております。

恐れ入りますが、次に六十七ページを御覧いただきたいと思います。

次に、議第五十四号、五條市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

児童福祉法の改正により、放課後児童健全育成事業の位置付けが明確化され、設置に関して市町村への届出となりました。

この条例の制定につきましては、その基準を厚生労働省令の基準を基に定めるものとなっております。

本条例は、第一条から第二十三条までの本則と附則で構成されています。

主な内容につきましては、関連する条をまとめて御説明申し上げます。

それでは、六十八ページから御覧いただきたいと存じます。

第一条から第八条までは、条例の趣旨、最低基準の向上、事業者の一般原則、職員の原則など、放課後児童健全育成事業に関する一般的基準を定めております。

第九条及び第十条では、施設の基準、職員の資格、職員の人数、児童の数などを定めております。

第十一条から第二十一条までは、子供を平等に扱う原則、虐待等の禁止、秘密保持、開所日数時間、事故時の対応など放課後児童健全育成事業の運営に関する基準を定めております。

第二十二条及び第二十三条は、暴力団排除の項目、委任の項目を定めております。

なお、附則で施行期日及び経過措置について定めております。

以上で、議第五十二号、議第五十三号並びに議第五十四号の三議案につきまして、提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「三番」、「十二番」の声あり）三番牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一）たわいのないことですけれども、厚生労働省の基準に従って条例の内容って、今説明されておったのですけれども、基準はあくまで厚生労働省になっていると思いますけれども、五條市独自な部分って、どの部分なのか。全く厚生労働省の基準に従ってっているものなのか、五條市の特色というか、何がしかこの部分は五條市、よそにはないのですよという部分があるのかないのか教えていただけますか。

○議長（益田吉博） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 三番牧野議員の御質問にお答え申し上げます。

一応、厚生労働省等々の上の基準を基にしております。その中でも、参酌、参考にしないという項目がございます。それも厚生労働省の五條市にとって、保護者にとって有利な数字をとってしておりますので、元々児童福祉法等々で決まっておったことが今法改正がありましたけれども、そのままの基準できているわけなんです。それを各市町村で条例として、今後新たに保育所の設置、あるいは民間企業が参入してきたときに確認とか、それを踏るがためにその規定を条例化しなさい。この条例のほとんどは今までずっとあった児童福祉法なりの基準がそのまま生かされておること、五條市特有のところはちよつとございませぬ。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） いや、そんな難しいことを言ってるんちゃいますんやで。

例えば、今一番最後の、何やったつけ…、放課後児童健全育成…というやつ、第三条を見たら、ほかの前の二つもあったと思うのですけれども、第三条に五條市子ども・子育て支援会議の意見を聞いてうんぬんかんぬん…って、こんなんよそのまちにあれしませんやろ。こういう簡単などころでいいさかいに、五條市だけのやつはほかに何があるのか。

○議長（益田吉博） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 三番牧野議員の御質問にお答えします。

おっしゃるとおり、この三つの条例制定につきましては、五條市の子ども・子育て会議で審議していただきまして、上げているということで、五條市特段のカラーが出てくるところは、この部分しかないわけでございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「三番」の声あり）

○議長（益田吉博） 牧野雅一議員。

○三番（牧野雅一） もう一つだけつまらんこと聞かせてください。

特に三つ目の放課後児童健全育成事業、これってね、去年の十二月から何人かの議員、私もいろいろ部長のところ、担当部署としていろいろお尋ねさせてもらっていたと思うのですけれども、学童保育のことを皆心配していますやろ。国がこういう条例を制定したということで、

何がしかいい方向に対しての進展って、影響があるのかないのか。ちょっと難しすぎて我々分かれへんで、それだけ教えていただけますか。

○議長（益田吉博） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 三番牧野議員の御質問にお答えいたします。

昔はガイドラインという形の中の数値の基準等で学童を運営しておりました。その数字がそのまま各市町村で、今度届出という義務になって、もし第三者、民間さんが学童を開きますよといったときには、その基準に照らし合わせて認可するとか、そういう形の一つの条例でございまして、数値等は前回の放課後健全育成事業のガイドマニュアル、その数値を使っているわけでございます。

特色というのか、今度新たに学童を設置する、あるいは増やすというのは、また設置条例等で反映されてくる。これはあくまでも基準という形の条例でございます。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 私は厚生建設常任委員長という重責を担当させていただいておりますので、この子ども・子育て支援会議に委員として参加させていただいてきたわけですが、大変複雑で範囲も広く分からないこともたくさんありましたので、議案が上程されましたこの時点でもう一度質問をさせていただきたいというように思います。

先ほど部長から答弁ありましたように、子ども・子育て関連三法が二〇一二年八月に成立されましたので、その法律に基づいて今回議案が上程されたんだというふうに思いますけれども、児童福祉法第二十四条第一項には「保育所が現在と変わらず、市町村の責任で保育が実施され、市立保育所には市町村から委託費が支弁されます」と、「保育料も市町村が徴収します」という、この条項も認められ、残っているということは、認識されておられるのかどうかお聞きしたいと思います。

○議長（益田吉博） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。

それは認識しております。

二十四条の一項、これは非常に大事なことで、それを生かした条例となっております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷議員、何ぼ質問してもらっても構へんけれども、大谷議員その委員会に入ってせんど議論を重ねてもらって今日はここに出ておると違いますの。（「議長。はい。」の声あり）いやいや、私聞いていませんや。そんな、自分がそこに参加しておって、話し合いを何回もしてきて、これを作りあげて上程してくれているやつ、またそれをここで質問されたら、おかしいのと違いますか。そんな。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）今の議長の指摘にお答えさせていただきます。（笑声）

私、能力も学歴に限度がありますから、この間子ども・子育て支援会議に参加させていただきましたけれども、初めに申しましたように、出される資料は複雑で私には理解できないことが残ったまま今日の議案の提出になっておりますので、だからね、やっぱり重要な議案ですから、何ぼ子育て会議に参加してきましたも、重要なことは質問させていただく、私の恥をさらすようですけれども、そういうことでございますので、議長、許可していただきますように。（「どうぞ」の声あり）

それでもう一つお聞きしておきますけれども、今回のこの新制度では、保育の利用に際して市町村が保護者の就労に応じて保育の必要性と必要量を認定します。しかし当初は認定後、保護者は各施設、事業者と直接契約をすることになっていましたけれども、保育所について市町村の保育実施責任が残ったことで、先ほど申し上げましたように、当面認定の申請と保育の利用申込みは同時に行い、市町村が利用調整を行うこととなりますというところに法律はなっているといえますけれども、これも認識されているのかちよつとお聞きしておきたい。

○議長（益田吉博）谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄）十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。

それらについても、認識をしております。

五條市の場合は、公立の保育所・幼稚園でございますので、施設との契約といいますが、市のもので市と契約をしなければならない。この法律では民間、ちべん、なかよしさんもございますけれども、今までと変わらず保護者は市と契約という形、このところは前回と変わっておりません。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博）大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄）次に入ります。

現在、五條市の公立保育所は十二ありまして、私立の保育所が二園ということになりますけれども、この現状を今度の計画としては二園ないし三園にすると、二つの私立保育所は除いて、十二の公立保育所と一つの幼稚園を二園にするという議論がなされて、方向性としてそういうふうになっていると思いますけれども、園の数が二園になった場合は、人数は二百人以上になります。園の数が三園になった場合は一つの園の規模は百四十人程度ということになります。ということは、子供さんを預かるというのは、まず第一に目配りしなければならないことは、命・健康、そして順調に育っていただける成長等々これが一番重要なことだと思うのです。中でも、命、健康は最も重要な責任になりますからね、だから二園の場合は一園の規模が二百人を超すと、三園の場合は百四十人程度になるということですので、子供を預かる責任から言えば、やはり園は多い目に二園ないし三園の場合は三園くらいで検討されていくべきではないかなと。

これに関連して言いますけれども、いわゆる一園の子供の人数が二百人を超すとすれば、一つの園の規模は大きなものが要求されるわけです。施設は。もしたら今公立保育所が十二ありますけれども、これを二園にした場合は一つが二百人を超えていますから、かなり大きな施設が必要だと、したら現在ある十二の保育所、幼稚園の施設は使われないかもしれませんね。したら一〇〇パーセント新たな保育所を造らなければならないということにもなってきます。だからお金に直結しますから、二園ないし三園という場合は子供の命と健康を守ることに関連するけれども、一園の施設の規模にも関係します。大きな施設を確保しなければならなかったら新たに建設しなければならないということにもなりますので、その辺は視野を広げて全体的な検討が必要ではないかなと。

一つの提案としては、この間高田の認定子ども園を見学させていただきましたけれども、その責任者が言っておったのは、認定保育所をつくる場合においても、距離が余り離れていない保育所、保育所の場合は、その二つの保育所を一つの認定子ども園として事業を運営できないか政府とも相談してみたというふうに言われていました。だからその辺のことね、五條市の場合、今十二も保育所があって、これとは別に幼稚園があるわけですからね。だから三園にしても一園当たり百四十人の規模になるわけですから、だから距離がそんな離れてなかったら、二つの保育所を認定保育園というふうにできないかという高田の模索も五條は重要になるのではないかなと。

先ほどの小・中一貫教育の質問の中でも答弁していただきましたけれども、一つの学校での小・中一貫教育もあるけれども、学校を二つ合わせての小・中一貫教育のやり方もあるんだと答弁していただきましたね。だからそれと同じようなものですわね。だから園を少なくする場合は、大きな大規模園が必要となり、そのためには一〇〇パーセント新しい保育所、認定子ども園を造らないかなって来ますから、その辺もよく検討

して園の数を子供の命、健康を守ることと財政の支出を無駄のないように抑えていくという観点でよく検討されるべきだと思いますけれども、その点いかがですか。

○議長（益田吉博） 谷口あんしん福祉部長。

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） 十二番大谷議員の御質問にお答えいたします。

ただいまいろいろ御指摘いただいたことにつきまして、一応委員会の中では二ないし三箇所という設置が方向付けられました。これを今後どうするかというのは、子ども・子育て会議の中で継続しながら、またいろいろと御審議をいただくという方向になっております。

委員会の中で、ちょっと余談ではございますけれども、五條市の十年ないし二十年先を見据えたときに、子供さんが減ってきていると、子供さんは集団形成の中で育つという面がございしますので、ある程度一定規模の、三箇所と例に出せば三箇所くらいに子供さんをまとめていかなければ、今後将来の保育教育というのが子供さんにとって不利益になるであろうというような観点から委員会の中で御審議いただいて、二ないし三という方針を出していただいたと、それについて、今後子ども・子育て会議、毎回続きます。その中でいろいろ審議していただきながら、また市長答申という形で進めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。（「十二番」の声あり）

○議長（益田吉博） 大谷議員、質疑に当たっては自分の意見を述べることはできないとなっておりますので。質疑に当たっては、これはどうですかということはいいけども、大谷さん、こう思いますとか、こないと思いますとかは……、質疑に当たっては自分の意見を述べられないことになっているので。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本三議案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本三議案を一括して採決いたします。

お諮りいたします。本三議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よつて本三議案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に日程第四、議第五十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第五十五号、五條市情報公開条例の一部改正について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦） ただいま上程いただきました議第五十五号、五條市情報公開条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

恐れ入ります、お手元の議案書、七十八ページを御覧願います。

このたびの改正は、独立行政法人通則法が改正されることに伴いまして、文言の整理と条ずれの整理を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

七十九ページを御覧願います。

改正の内容ですが、第六条第二号ウ中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」という文言を「行政執行法人」に改めようとするものでございます。

なお、本条例の施行期日は、平成二十七年四月一日でございます。

以上で議第五十五号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略いたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

「〔異議なし〕の声あり」

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

「〔異議なし〕の声あり」

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に日程第五、議第五十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第五十六号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。福塚市長公室長。

〔市長公室長 福塚勝彦登壇〕

○市長公室長（福塚勝彦） ただいま上程いただきました議第五十六号、一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

説明に入ります前に、午前中お手元に正誤表をお配りしてあります。

一箇所数字に誤りがありました。申し訳ございません。

その箇所にまいりましたら、説明させていただきます。

それでは、お手元の議案書八十ページを御覧願います。

これら条例の一部改正につきましては、去る八月七日、人事院から国家公務員給与の改定に関する勧告が出され、それに準拠することによるものでございます。

今般の勧告の主旨は、春の賃金改定におきまして、ベースアップを実施した事業所の割合が増加するなど、賃金の引上げを図る動きが見ら

れたのを反映いたしまして、公務員と民間の給与比較において月例給、ボーナスのいずれも民間が公務員を上回った結果を受けたものでございまして、月例給につきましては、若年層に重点を置きながら俸給表の引上げを行い、またボーナス期末・勤勉手当についても引上げを行い、年間で四・一〇月分とするものでございます。

また、同時に本年の勧告では、給与制度につきまして、三年計画で総合的見直しを行うこととし、平成二十七年四月一日から俸給表の水準を平均二パーセント引下げ、高齢層給与を抑制するなどの見直しも行われることとなっております。

なお、俸給の引下げに際しましては職員の生活への影響を考慮いたしまして、激変緩和のための経過措置を講ずることにより、円滑な移行を図る内容となっております。

それでは、改正内容について説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の八十一ページを御覧願います。

本案は、一般職の職員の給与に関する条例についての一部改正でございます。

まず、第一条においては、本則の第八条の二第二項第二号イに規定されております通勤距離が五キロメートル以上の交通用具使用者に係る通勤手当につきまして、百円から七千百円の幅で引き上げるため、改めるものです。

また、本則第十六条第二項第一号に規定されております勤勉手当支給月数を現行の「一〇〇分の六七・五」から「一〇〇分の八二・五」に、同じく第二号に規定されております再任用職員に係る同支給月数を「一〇〇分の三二・五」から「一〇〇分の三七・五」に改めるものでございます。

加えまして、給料表そのものを八十二ページから八十七ページに記載されてあるとおり改めるものでございます。

恐れ入ります。ここで、先ほどの正誤表でございますが、八十二ページの右から二列目の、一番上の数字「三十三万二千百円」と記載されておりますが、正しくは「三十二万二千百円」の誤りでございます。申し訳ありません。

続きまして、八十七ページを御覧願います。

第二条の改正の内容ですが、一般職の職員の給与に関する条例の第十四条の三に規定されております、いわゆる管理職員特別勤務手当でございますが、臨時・緊急の必要によりまして、平日深夜に勤務した場合は、勤務一回につき六千円を超えない範囲内において支給すること加えることの整理でございます。

まず、第二条第一項で「(次項において「週休日等」という。)」という文言を加えます。

第二条第二項におきましては、週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間に勤務した場合は、管理職員特別勤務手当を支給することとし、さらに、従来からありました第十四条の第三項を第四項に改めまして、「第十四条第三項」として、その下の項を加えることとしております。

ページをめくっていただきまして、八十八ページに移りまして、平成二十七年四月以降に支給する勤勉手当の支給率につきまして、本則第十六条第二項第一号に規定されております勤勉手当の支給月数でございますが、前段で改正した「一〇〇分の八二・五」から「一〇〇分の七五」に、同じく第二号に規定されております再任用職員の手当でございますが、支給月数を「一〇〇分の三七・五」から「一〇〇分の三二」に改めるものでございます。

加えまして、平成二十七年四月以降に支給する給料表を、記載されていますように別表(第三条関係)給料表とありますように、八十八ページから九十三ページに記載されているとおりに改めるものでございます。

続きまして、九十三ページから九十四ページに渡るわけですが、五條市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正でございます。

第三条におきまして、本則の第七条第一項に定めております特定任期付職員の給料表を改め、また、平成二十六年十二月期に支給する期末手当の支給率を「一〇〇分の一五五」から「一〇〇分の一七〇」に改めるものでございます。

第四条におきましては、平成二十七年四月以降に支給する給料表を同じく改正法により改め、また、六月期の期末手当の支給率を現行の「一〇〇分の一四〇」から「一〇〇分の一五五」へ、十二月期の期末手当支給率については、先ほど改正いたしました「一〇〇分の一七〇」から「一〇〇分の一五五」にそれぞれ改めるものでございます。

続きまして、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改めるものでございます。

第五条におきましては、市長及び副市長に支給する平成二十六年十二月期に支給する期末手当の支給率を「一〇〇分の一五五」から「一〇〇分の一七〇」に改めるものでございます。

第六条におきましては、平成二十七年四月以降に支給する六月期の期末手当の支給率を現行の「一〇〇分の一四〇」から「一〇〇分の一四七・五」へ、十二月の期末手当支給率につきましては、前段で改正いたしました「一〇〇分の一七〇」から「一〇〇分の一六二・五」に

それぞれ改めるものでございます。

続きまして、五條市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部改正でございます。

第七条及び第八条につきましては、市議会議員の期末手当についても先ほどの第五条と第六条同様に支給率の改正を行っております。続きまして、附則について御説明申し上げます。

第一条といたしまして、第一項では、この改正する条例を公布日から施行することとしまして、第二条、第四条、第六条及び第八条並びに附則第四条から第六条までの規定においては、平成二十七年四月一日の施行を定めております。

第二項では、第一条に規定されております通勤手当及び給料表並びに第三条に規定されております給料表の改正については、平成二十六年四月一日に遡り適用しようとするものでございます。

第三項では、第一条、第三条及び第五条に規定されております勤勉手当について、十二月期で調整支給するため十二月一日に適用しようとするものでございます。

第四項では、第七条の規定を平成二十六年十一月三十日に適用しようとするものでございます。

次に、第二条は適用日、具体的には平成二十六年四月一日でございますが、適用日前に給料の異動等があった場合の規定、第三条では改正前に支給した給与は改正後の給与の内払いであるということの規定、第四条は切替日、平成二十七年四月一日でございますが、切替え前に給料表の異動等があった場合の規定、第五条及び第六条は、切替え後の給料が切替え前の給料に達しない場合、いわゆる現給保障関係の経過措置及び給料の月額の規定を定めております。

第七条は、改正する条例の施行に關しての必要事項を規則に委任することを定めております。

以上で説明を終わります。よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願いいたします。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第六、議第五十七号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五十七号、五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。櫻井危機管理監。

〔危機管理監 櫻井敬三登壇〕

○危機管理監（櫻井敬三）ただいま上程いただきました議第五十七号、五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の九十九ページと百ページを御覧願います。

今回の改正は、次世代の社会を担う子供の健全な育成を図るため、次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律に伴い、児童扶養手当法の一部が改正され、公的年金額が児童扶養手当額より低い方は、その差額分の児童扶養手当を受給することができるようになりました。

その法律の施行に伴う関係政令として、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正が、平成二十六年九月二十五日に公布されました。

そのため、児童扶養手当と非常勤消防団員等に係る損失補償との調整について、当該条例の附則第五条（他の法律による給付との調整）第七項において、文言の整理が必要になったため、改正を行うものであります。

附則につきましては、施行期日を定めております。

以上で提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第七、議第五十八号から議第六十号までを一括して議題といたします。
事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第五十八号、市道路線の認定について。

議第五十九号、市道路線の認定について。

議第六十号、市道路線の認定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。中永都市整備部長。

〔都市整備部長 中永 充登壇〕

○都市整備部長（中永 充）ただいま上程いただきました議第五十八号、議第五十九号、議第六十号、市道路線の認定につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

まず、議第五十八号でございます。

恐れ入りますが、議案書百一ページと添付の地図を御覧いただきたいと存じます。

路線名は、市道北宇智工業団地一号線で、延長三九八・六メートル、幅員十二メートル、地図の黄色表示の箇所でございます。次に、議第五十九号、議案書百二ページと地図を御覧いただきたいと存じます。

路線名は、市道北宇智工業団地二号線で、延長九五・八メートル、幅員十二メートル、地図の黄色表示の箇所でございます。次に、議第六十号、議案書百三ページと地図を御覧いただきたいと存じます。

路線名は、市道北宇智工業団地三号線で、延長三〇二・七メートル、幅員一〇メートル、同じく地図の黄色表示の箇所でございます。

この三路線は、いずれも北宇智工業団地内の道路でございます。開発業者の大和ハウス株式会社によります開発行為に関する工事の完了に伴い、平成二十六年八月二日をもって所有権が五條市に帰属したことにより、今後市道として管理していくために認定をお願いするものでございます。

以上で議第五十八号、議第五十九号、議第六十号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本三議案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第八、議第六十一号及び議第六十二号を一括して議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六十一号、町の区域の変更について。

議第六十二号、町の区域の変更について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。辻産業環境部長。

〔産業環境部長 辻 信彦登壇〕

○産業環境部長（辻 信彦） ただいま上程いただきました、議第六十一号から議第六十二号の町の区域の変更につきまして、一括して提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書百四ページから百七ページを御覧いただきたいと思います。

地方自治法第二百六十条第一項の規定に基づき、別図に示すとおり町の区域を変更しようとする区域は、奈良県営ほ場整備事業山陰一工区、山陰二工区に存在し、農業の効率化を図るために行う、農地区画整備の施行に伴い、従来の町界が現形をとどめなくなったため、町の区域を変更しようとするものであります。

百五ページの変更調書を御覧ください。

他の町を編入する町、山陰町。他の町に編入される町、黒駒町（一部）。編入される区域（地番）黒駒町五一六、五一七。次に、他の町を編入する町、大津町。他の町に編入される町、中町（一部）、山陰町（一部）。編入される区域（地番）中町四六六及びこれらの区域に隣接する道路である公有地の全部及び山陰町九六の一部、九七の一部及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部でございます。

続いて、百七ページの変更調書を御覧いただきたいと思います。

他の町を編入する町、山陰町。他の町に編入される町、阪合部新田町（一部）。編入される区域（地番）阪合部新田町四四六―五、四四六―二二及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部。

他の町を編入する町、阪合部新田町。他の町に編入される町、山陰町（一部）。編入される区域（地番）山陰町四二八、四二九及びこれらの区域に隣接する道路、水路である公有地の全部。

以上で議第六十一号から議第六十二号までの提案理由の御説明を終わらせていただきます。よろしく御審議をいただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十二番」の声あり） 大谷龍雄議員。

○十二番（大谷龍雄） 上程され、今説明ありましたこの議案については、関係する地権者、関係者の皆さん方の話し合いの基での合意はちゃん

と得られているのかどうかお聞きしておきたいと思います。

○議長（益田吉博） 辻産業環境部長。

○産業環境部長（辻 信彦） 十二番大谷議員の御質問にお答え申し上げます。

先ほども御説明をさせていただきましたように、この地域は奈良県営の補助整備事業の地区範囲のことでございます。了解は得ておるものと確認しております。

以上でございます。

○議長（益田吉博） 質疑を終わります。

お諮りいたします。本二議案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本二議案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本二議案を採決いたします。

お諮りいたします。本二議案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博） 御異議なしと認めます。よって本二議案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博） 次に日程第九、議第六十三号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第六十三号、五條市五万人の森公園に係る指定管理者の指定について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。中永都市整備部長。

〔都市整備部長 中永 充登壇〕

○都市整備部長（中永 充） ただいま上程いただきました議第六十三号、五條市五万人の森公園に係る指定管理者の指定につきまして、提案理

由の御説明を申し上げます。

恐れ入ります、議案書百八ページを御覧いただきたいと存じます。

本議案につきましては、五條市五万人の森公園の指定管理期間が、平成二十七年三月三十一日で満了となるため、新たに指定管理者の指定をしたいので、地方自治法の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

次期指定管理者につきましては、去る八月一日から八月二十八日の期間に募集を行いました。

その結果、二団体から応募申請があり、十月二十七日に五條市指定管理者選定委員会におきまして、五條市五万人の森公園次期指定管理者の候補者を選定していただきましたので、次の候補者を指定管理者として指定していただきたくお願いいたします。

まず、一の管理を行わせる公の施設の名称は、「五條市五万人の森公園」。

位置は、「五條市北山町九三〇番地の一」であります。

次に、二の指定管理者となる団体の名称は、「アスカ美装株式会社」。

代表者は、「代表取締役 森脇信之」。

住所は、「橿原市醍醐町二九六番地の一」でございます。

次に、三の指定の期間は、平成二十七年四月一日から平成三十年三月三十一日までであります。

以上で議第六十三号の提案理由の説明を終わります。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。（「十番」の声あり） 吉田雅範議員。

○十番（吉田雅範） この二団体という、今お話を聞かせていただいたのですけれども、二団体の点数とかを教えていただきたいのが一点と。

そして、上野公園は今アスカ美装が取っていると思いますが、市政報告にもあったように上野公園を、体育館の建設予定地で直営でやるということで、二つ重なるということはないんですね。ちよつとその二点。

○議長（益田吉博） 中永都市整備部長。

○都市整備部長（中永 充） 十番吉田議員の御質問にお答え申し上げます。

募集団体二団体の名称と得点ということでございますけれども、団体名は一つはアスカ美装株式会社、一つはNPO法人住みよいまちづく

り推進協議会でございます。

選定委員会におきます得点は、アスカ美装株式会社が百点満点で七十九・二点、NPO法人住みよいまちづくり推進協議会が百点満点で五十八・八点でございます。

それから、上野公園と重複するのではないかという御質問でございますが、今議員がお述べのように、上野公園は二十七年度から五條市直営で管理していきたいと思っておりますので、ただいま五万人の森公園一つでございますので、その点は大丈夫でございます。

以上でございます。

○議長（益田吉博）質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）次に日程第十、議第六十四号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六十四号、南和協議会規約の変更について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口幸雄登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口幸雄）ただいま上程いただきました、議第六十四号、南和協議会規約の一部変更につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、お手元の議案書百九ページから百十ページを御覧いただきたいと存じます。

この南和協議会規約の一部変更理由につきましては、規約において引用する地方自治法が一部改正されることに伴い、条文のずれを改めるため議決を求めるものでございます。

以上で議第六十四号の提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

お諮りいたします。本案につきましては討論並びに委員会付託を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は討論並びに委員会付託を省略することに決しました。

これより本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（益田吉博）御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○議長（益田吉博）次に日程第十一、議第六十五号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬）議第六十五号、平成二十六年五條市一般会計補正予算（第五号）議定について。

○議長（益田吉博）提案理由の説明を求めます。青山理事。

〔理事 青山智博登壇〕

○理事（青山智博）ただいま上程いただきました議第六十五号、平成二十六年五條市一般会計補正予算（第五号）議定につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十六年五條市一般会計補正予算書（第五号）のページより御覧いただきたいと存じます。

このたびの補正でございますが、歳入歳出予算及び地方債の補正でございます。歳入歳出予算につきましては、一億八千五百七十六万五千円を追加するものでございまして、これに伴う予算総額は、歳入歳出ともに百八十九億三千五百八十四万円となるとところでございます。

なお、今般の補正でございますが、いずれも緊急性はもとより、国や県等による補助の交付決定や採択の見通しを勘案して計上いたしてお

ります。

続きまして、歳出予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、九ページを御覧いただきたいと存じます。

初めに、三款民生費、一項社会福祉費、十三目介護保険推進費、二十八節繰出金の六百五十万円でございますが、介護保険特別会計繰出金の追加でございます。介護保険制度改正に伴う介護保険料算定等に用いる同システム改修業務に要する一般会計からの繰出金について、所要の経費を計上いたしております。

次に、五款農林業費、一項農業費、三目農業振興費、十九節負担金補助及び交付金の八百八十五万一千円でございますが、農地集積協力金交付事業補助金の追加でございます。奈良県農地中間管理機構が実施する農地の集積に協力する地域や個人に対して交付する同補助金を増額するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を県支出金として見込んでおります。

次に、同款二項林業費、一目林業振興費、十九節負担金補助及び交付金の二百九万五千円でございますが、美しい森林基盤整備交付金の追加でございます。五條市森林組合を始め、森林の機能回復に資する間伐を実施する事業者に対して交付する同交付金を増額するため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費の全額を県支出金として見込んでおります。

恐れ入りますが、十ページを御覧いただきたいと存じます。

次に、十款災害復旧費、一項農林業施設災害復旧費、一目林業施設災害復旧費、十二節役務費の五百万円及び十三節委託料の二百万円並びに十五節工事請負費の一千五百万円でございますが、林道災害復旧工事費等の追加でございます。十二節役務費につきましては、先の台風十一号及び十八号により被災した林道篠原線他三路線の崩土除去に伴う手数料を、また、十三節委託料及び十五節工事請負費につきましては、同じく台風十一号で被災した林道篠原線について復旧を行うための測量設計及び復旧工事に係る所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、九百七十五万円を県支出金として見込んでおります。

次に、同項二目農地災害復旧費、十五節工事請負費の四十万円でございますが、農地災害復旧工事費の追加でございます。同じく台風十一号で被災した畑田町地内の農地について復旧を行うため、所要の経費を計上いたしております。

次に、同款二項公共土木施設災害復旧費、一目道路橋梁災害復旧費、十五節工事請負費一千二百十万元でございますが、道路災害復旧工事費の追加でございます、同じく台風十一号で被災した市道火打大平線他四路線について復旧を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち八百六万六千円を県支出金として見込んでおります。

次に、同項二目河川災害復旧費の百七十万元でございますが、河川災害復旧工事費の追加でございます、同じく台風十一号で被災した準用河川永谷川について復旧を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、百十三万三千円を県支出金として見込んでおります。

次に、十一款公債費、一項公債費、一目元金、二十二節補償補填及び賠償金の一千三百六十八万七千円及び二十三節償還金利子及び割引料の一億一千八百八十八万二千円でございますが、地方債の繰上償還金及び補償金を予算化するものでございまして、今後の財政負担を軽減するため、県が実施する市町村財政健全化支援事業を活用し、年利が三パーセント以上であり、かつ平成二十七年以降において五年以上の償還期間を要する地方債の繰上償還を行うため、所要の経費を計上いたしております。

なお、当該経費のうち、一千三百四十万円を県支出金として、同じく二千七百万円を県の無利子による貸付金としてそれぞれ見込んでおります。

歳出は以上でございます。

続きまして、歳入予算の補正について御説明申し上げます。

恐れ入りますが、五ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の歳入の項を御覧いただきたいと存じます。

歳入予算につきましては、十二款分担金及び負担金において二十万円を、十四款国庫支出金において一千百二十九万四千円を、十五款県支出金において三千二百万一千円を、十七款繰入金において九千二百六万九千円を、十八款繰越金において一千二百四十万一千円を、二十款市債において三千七百八十万円をそれぞれ追加いたしまして、歳出との均衡を図った次第でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は総務文教常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博） 本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。

次に日程第十二、議第六十六号を議題といたします。

事務局長に件名を朗読させます。

○事務局長（乾 旬） 議第六十六号、平成二十六年五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定について。

○議長（益田吉博） 提案理由の説明を求めます。谷口あんしん福祉部長。

〔あんしん福祉部長 谷口幸雄登壇〕

○あんしん福祉部長（谷口幸雄） ただいま上程いただきました議第六十六号、平成二十六年五條市介護保険特別会計補正予算（第三号）議定につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊の平成二十六年五條市介護保険特別会計補正予算書（第三号）を御覧いただきたいと存じます。まず、一ページにつきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算額につきましては、歳入歳出それぞれ七百五十六万円を追加し歳入歳出の予算総額を三十八億一千五十七万六千円とするものでございます。

それでは、四ページの歳出から御説明を申し上げます。

一款総務費、一項総務管理費、一目一般管理費七百五十六万円につきましては、平成二十七年四月の介護保険法改正に伴う介護保険システムの改修費用でございます。

次に、四ページ上段の歳入につきまして、御説明を申し上げます。

三款国庫支出金、二項国庫補助金、二目介護保険事業費補助金百五十一万円及び七款繰入金、一項他会計繰入金、一目一般会計繰入金六百五万円を追加いたしまして、歳入歳出の均衡を図ったものでございます。

以上で提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（益田吉博）提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。――。

質疑を終わります。

本案は厚生建設常任委員会に付託いたします。

○議長（益田吉博）以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日九日から十四日まで休会として、次回十五日午前十時に再開し、議案審議を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

午後四時五十一分散会